

大田原市こども計画

【令和8年度～令和11年度】

令和8年3月
大田原市

はじめに

近年、日本の少子化は深刻な社会問題となっており、平成28年に出生数が初めて100万人を下回って以降、減少傾向が続き、令和6年の出生数は68万6,173人と9年連続の減少となりました。

また、子育て世帯の核家族化や地域交流の希薄化、共働き世帯の増加など、こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中、こどもの貧困や児童虐待の増加など、こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化、複雑化しております。

一方、本市に目を向けますと、豊かな自然環境のもとで子育てが行われておりますが、こどもに係る様々な課題に、行政が対処しきれていない現状があります。

このような中、国では令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、「こども大綱」において、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本市では、平成27年3月に「第1期大田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定以降、「こども発達支援」、「こどもとともに成長する親への支援」、「こどもが地域で育つ環境づくり」の3つの基本理念を踏まえ、「子育て環境日本一を目指して」をキャッチフレーズに、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援をするため、各種施策を実施してまいりました。さらに昨年3月に策定した「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」におきましても、引き続きこれらの基本理念とキャッチフレーズを継承し、こども・子育て支援策を推進していくこととしております。

この度策定しました「大田原市こども計画」は、令和8年度から令和11年度までの4年間に本市が取り組む子育て支援策の指針となるものです。「子ども・若者計画」、「母子保健計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を包含する計画として策定しており、これまでの子ども・子育て支援事業計画で進めてきた支援策に、さらに3つの計画の支援策を加えて推進してまいります。

市民の皆様、そして関係機関、関係団体等の皆様におかれましては、大田原市のこどもの未来を守り、次代を担うこどもたちの健やかな成長を社会全体で支援し、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様、並びに慎重なご審議により貴重なご意見を賜りました、大田原市子ども・子育て会議委員の皆様から感謝申し上げます。

令和8年3月

大田原市長 相馬憲一



目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の背景.....	1
第2節	計画の位置づけと期間.....	7
第3節	計画の策定体制.....	9

第2章 大田原市のこどもと家庭の現状

第1節	人口及び世帯数の状況.....	10
第2節	婚姻及び出産等の状況.....	13
第3節	就業の状況.....	16
第4節	こどもの生活アンケート調査結果の概要.....	18
第5節	今後の課題.....	31

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念.....	32
第2節	キャッチフレーズ.....	33
第3節	基本目標.....	33
第4節	施策の体系.....	35
第5節	指標の設定.....	36

第4章 こども・若者施策の展開

基本目標1	地域における子育て支援の充実.....	38
基本目標2	親とこどもの健康づくり【大田原市母子保健計画】.....	44
基本目標3	支援が必要なこどもや家庭への支援【こどもの貧困の解消に向けた対策計画】	51
基本目標4	こどもの健やかな成長を支える教育環境の整備.....	56
基本目標5	こどもや若者、子育て家庭を支援する生活環境の整備【子ども・若者計画】	59

第5章 計画の推進に向けて

1	推進体制の充実.....	65
2	子育てをみんなで支える協働体制づくり.....	65
3	計画の評価.....	65

資料編

1	計画策定の経過	67
2	大田原市子ども権利条例.....	68
3	大田原市子ども・子育て会議条例.....	70
4	委員名簿	71

「こども」表記について

子ども・子育て支援法では、「子ども」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と定義していますが、こども基本法では、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利を等しく保障すること等の基本理念を踏まえ、その期間を一定の年齢で分けることのないよう、「こども」と表記し「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、法令に根拠がある語、固有名詞、そのほか「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合を除き、「こども」表記を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成15年
少子化社会対策
基本法、次世代
育成支援対策推
進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

平成17年度
子育て応援プラン
(大田原市次
世代育成支援対
策行動計画)

本市では、「子育て応援プラン(大田原市次世代育成支援対策行動計画)」(前期計画:平成17~21年度、後期計画:平成22~26年度)を策定し、次世代育成支援の総合的な推進を図りました。

2 「子ども・子育て支援新制度」と「大田原市子ども・子育て支援事業計画」

平成24年
子ども・子育て
関連3法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

平成27年度
大田原市子ども・
子育て支援事業
計画)

本市では、上記の流れを踏まえ、平成27年度からの5年間を計画期間とする「大田原市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「子育て応援プラン(大田原市次世代育成支援対策行動計画)」に掲げた施策をその中に抱合させて一体の計画とし、市のすべての子どもたちが幸福で健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援に関する施策や事業を計画的に推進するための取り組みを進めました。

3 こどもや若者を取り巻く動向

平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国のこども・若者を取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起っています。

平成22年
子ども・
若者育成支援
推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取り組みが進められることになりました。

平成26年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律

こどもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（「子どもの貧困対策法」）」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。「子どもの貧困対策法」は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成26年
母子及び父子並
びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、父子家庭への支援が拡大されて、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援の充実が図られています。

平成28年
改正障害者総合
支援法・改正児
童福祉法

障害のあるこどもへの対応については、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（改正障害者総合支援法）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律（改正児童福祉法）」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障害児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

平成12年
児童虐待の防止
等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和2年
新子育て安心プ
ラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取り組み強化策が打ち出されています。

4 深刻な少子化の進行

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和6年
出生数が過去最
低に

令和7年6月の厚生労働省の発表によると、令和6年の出生数は68.6万人と前年より4.1万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.15と前年の1.20からさらに低下しました。昭和22(1947)年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで9年連続となります。

令和6年
少子化対策関連
法案が成立

令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増による拡大がされ、また、親の就労に関係なく子どもを預けられる「子ども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

5 こども施策の新たな推進

令和5年4月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

令和5年12月
こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。

令和6年4月
改正児童福祉法

令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとされました。

令和6年5月
こどもまんなか
実行計画2024

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定されました。

放課後児童対策

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月通知)による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、「令和6年度以降の放課後児童対策について」(令和6年3月29日通知)により、継続的な取り組みを推進していくとしています。

6 こども基本法の概要

「こども基本法」は令和5年4月1日に施行されました。その目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

7 こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

8 こども施策に関する重要事項

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を以下のように示しています。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困の解消に向けた対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等／居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育／いじめ防止／不登校のこどもへの支援／校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

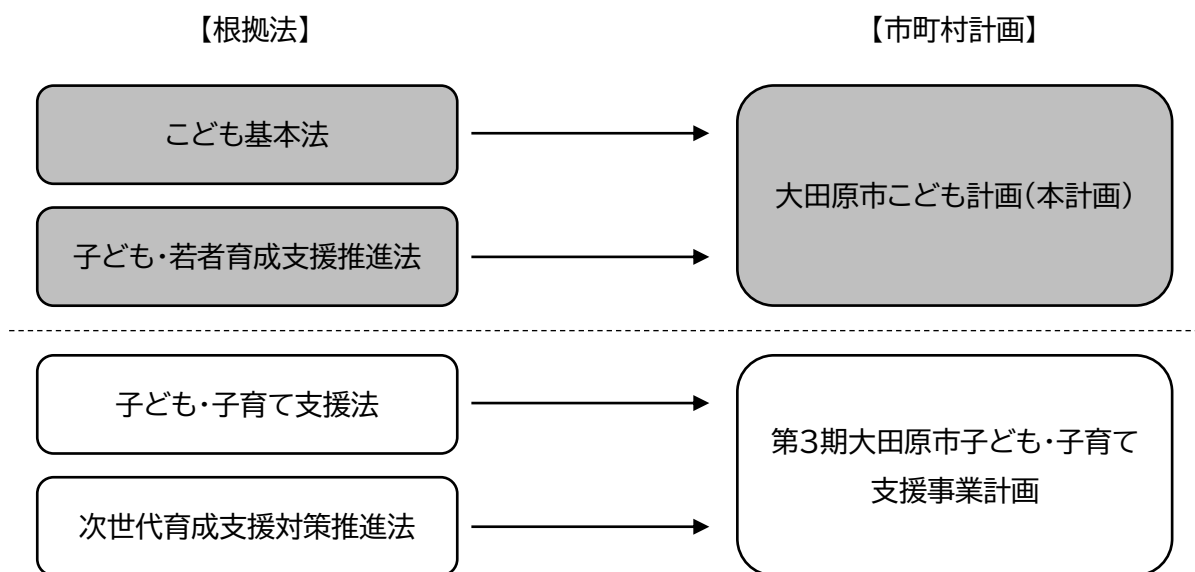
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

第2節 計画の位置づけと期間

1 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村こども計画」及び「市町村子ども・若者計画」として策定するほか、「こども基本法」第10条第5項に基づき、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定められている「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」と、「母子保健法」に基づく「大田原市母子保健計画」を本計画において「市町村こども計画」として一体的なものとして策定しています。

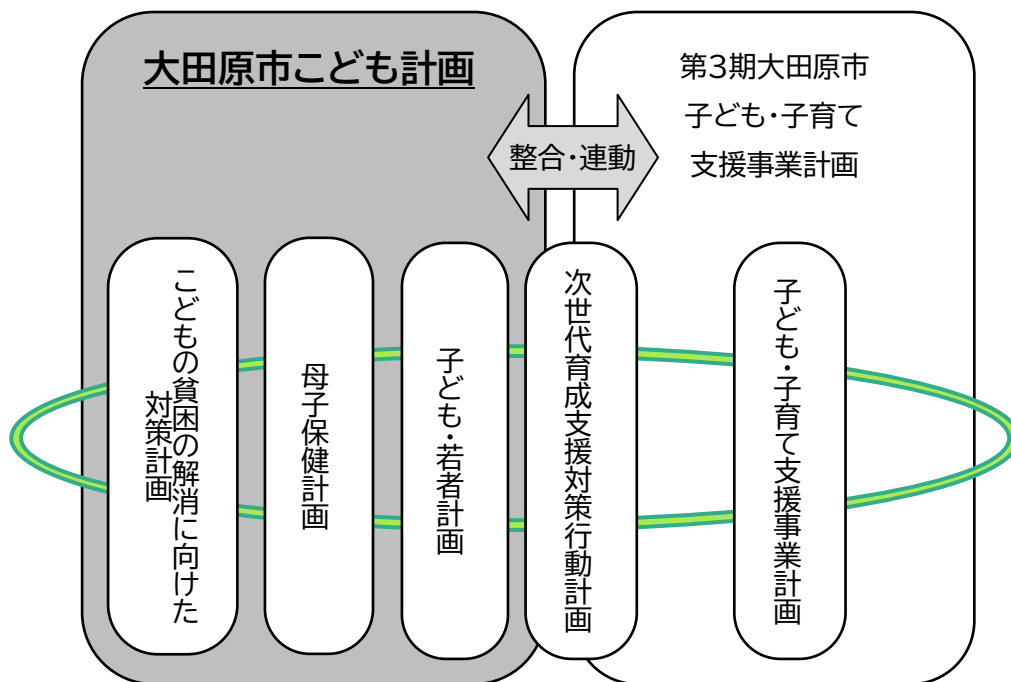
昨年度策定の「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」は「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を一体的に策定した計画としての位置づけです。



2 「子ども・子育て支援事業計画」との関係性

本計画と「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」との関係性は次のとおりです。「第3期子ども・子育て支援事業計画」に包含されている「次世代育成支援対策行動計画」については、本計画においても共通する施策や事業も多いため、重ねて掲載をします。今後は、第4期子ども・子育て支援事業計画(令和12年度～5年間)策定のタイミングで、「こども計画」と一体化して、「第2期大田原市こども計画」として策定する予定です。

「こども計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の二本立て型



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。また、社会・経済情勢の変化や、本市のこどもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うこととします。また、令和12年度からは「第2期大田原市こども計画」とし、「大田原市子ども・子育て支援事業計画」と「大田原市こども計画」を一体的に策定することを予定しています。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期大田原市 子ども・子育て支援事業計画					第3期大田原市 子ども・子育て支援事業計画				
					大田原市こども計画				
令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度					
第2期大田原市こども計画									

第3節 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する大田原市子ども・子育て会議による審議、保護者などへのニーズ調査により、こども・子育てに関する状況を把握する機会を設けて策定しました。

1 大田原市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく機関で、保護者、有識者、子ども・子育て支援事業者など25名以内で構成しています。

2 こどもの生活アンケート調査

こどもの生活の実態について、こども・若者の生活環境、こども・子育て、若者支援に関するニーズや意見などを把握するため、小学生、中学生、保護者、若者を対象に調査を実施した結果を計画に反映しました。

3 パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和8年1月5日から令和8年1月26日の期間で公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 大田原市のこどもと家庭の現状

第1節 人口及び世帯数の状況

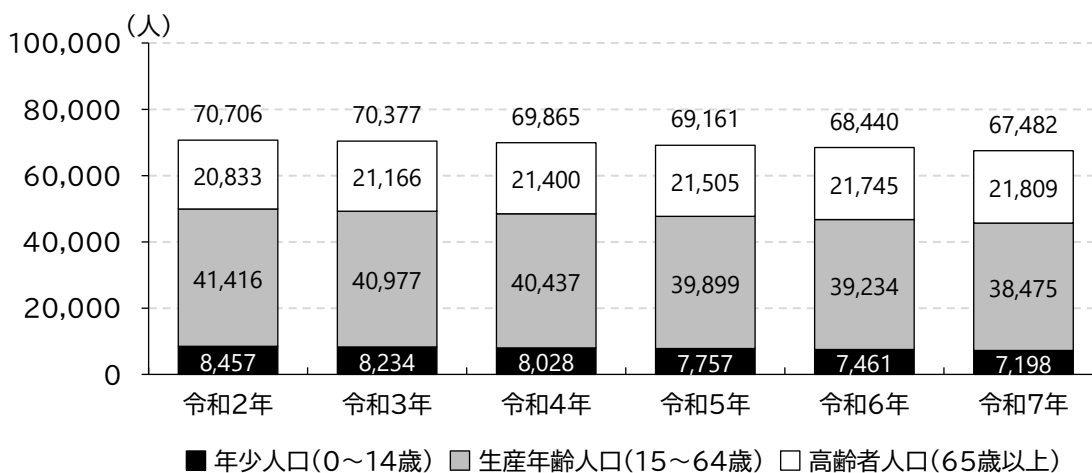
1 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和7年で67,482人と、令和2年の70,706人と比べて3,224人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口(15～64歳)及び年少人口(0～14歳)は減少傾向で推移しています。令和7年の年少人口は7,198人と、令和2年の8,457人と比べて1,259人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、令和7年で年少人口が10.7%、生産年齢人口が57.0%、高齢者人口が32.3%となっています。

年齢3区分別人口の推移



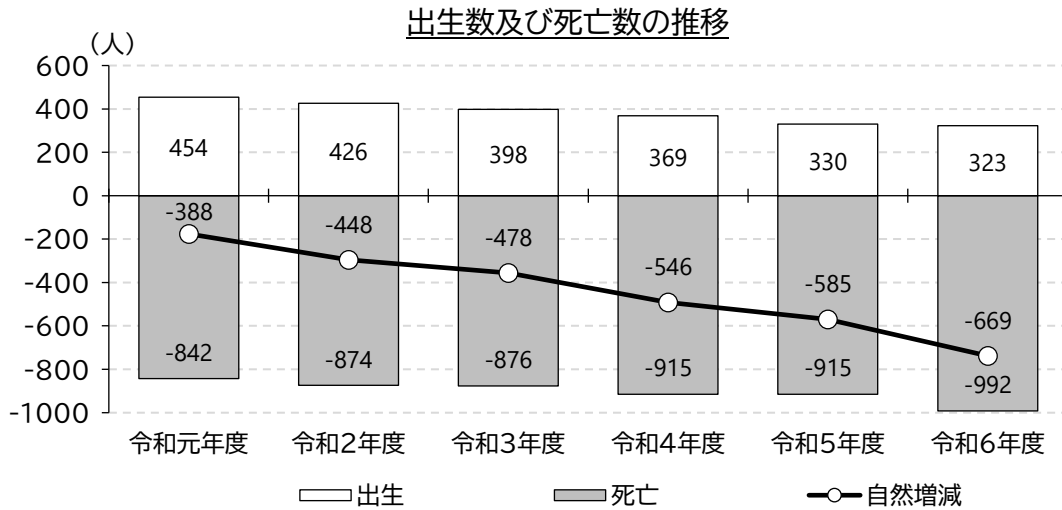
年齢3区分別人口構成比の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

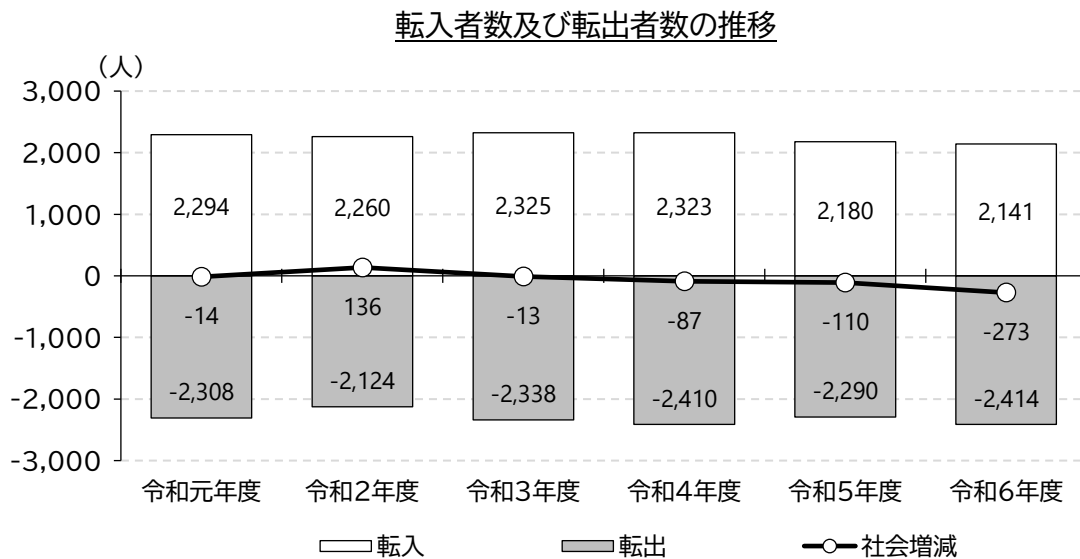
2 自然動態の推移

自然動態(出生・死亡による人口動態)は、マイナスでの推移が続いており、令和6年度は669人のマイナスとなっています。



3 社会動態の推移

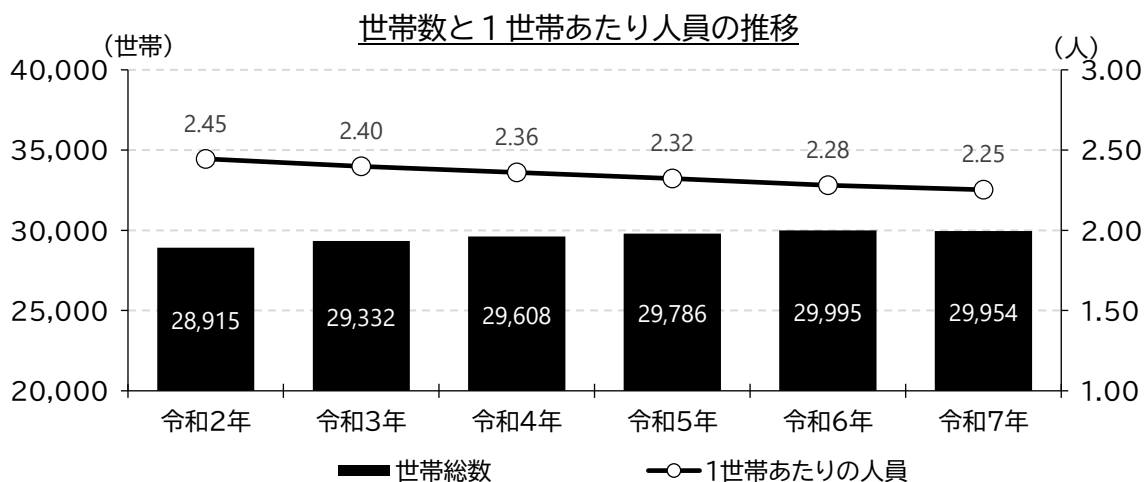
社会動態(転入・転出による人口動態)は、令和2年度はプラスでしたが、以降はマイナスで推移しており、令和6年度は273人のマイナスとなっています。



4 世帯数の状況

本市の世帯数は、増加が続いていましたが、令和7年では29,954世帯と、前年と比べ減少しています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和7年は1世帯あたり2.25人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

国勢調査による本市の世帯の状況を家族類型別で見ると、核家族世帯と単独世帯が増加傾向となっています。また、18歳未満の親族がいる母子世帯については、令和2年で世帯数は265世帯で、親族世帯数に占める割合は1.4%となっています。

家族類型別の世帯数及び世帯割合の推移

単位：世帯

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	26,438	28,010	28,685	29,733
親族世帯数	18,693	18,837	18,798	18,673
核家族世帯	12,502	13,270	13,997	14,744
親族世帯数に占める割合	66.9%	70.4%	74.5%	79.0%
その他の親族世帯	6,191	5,567	4,801	3,929
親族世帯数に占める割合	33.1%	29.6%	25.5%	21.0%
非親族世帯	102	291	249	252
単独世帯	7,643	8,769	9,616	10,740
母子世帯数	347	379	355	304
親族世帯数に占める割合	1.9%	2.0%	1.9%	1.6%
18歳未満の親族がいる母子世帯	326	353	325	265
親族世帯数に占める割合	1.7%	1.9%	1.7%	1.4%
父子世帯数	47	45	45	38
親族世帯数に占める割合	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
18歳未満の親族がいる父子世帯	38	39	32	29
親族世帯数に占める割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

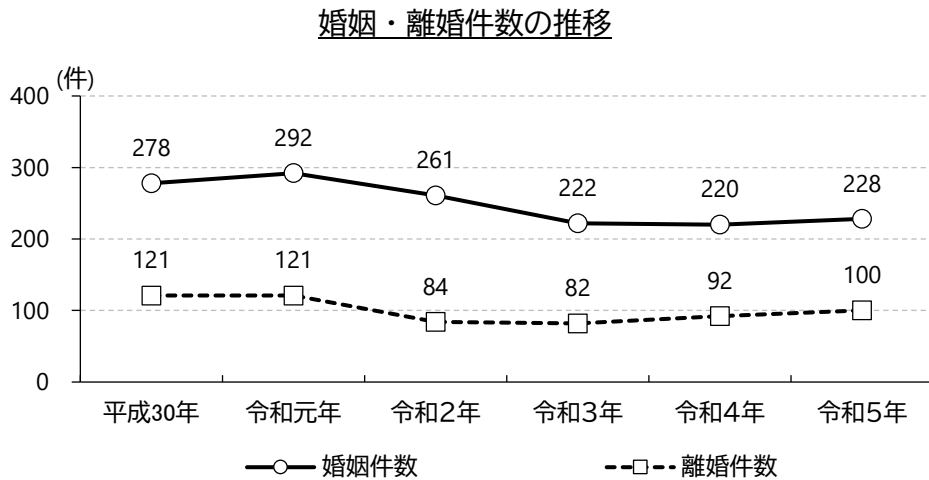
資料：国勢調査（平成22年、27年については、一般世帯数合計に誤差あり）

第2節 婚姻及び出産等の状況

1 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、増減はありますが令和3年以降横ばいで推移し、令和5年で228件と前年と比べ、増加しています。

離婚件数は、おおむね横ばいで推移し、令和5年で100件となっています。

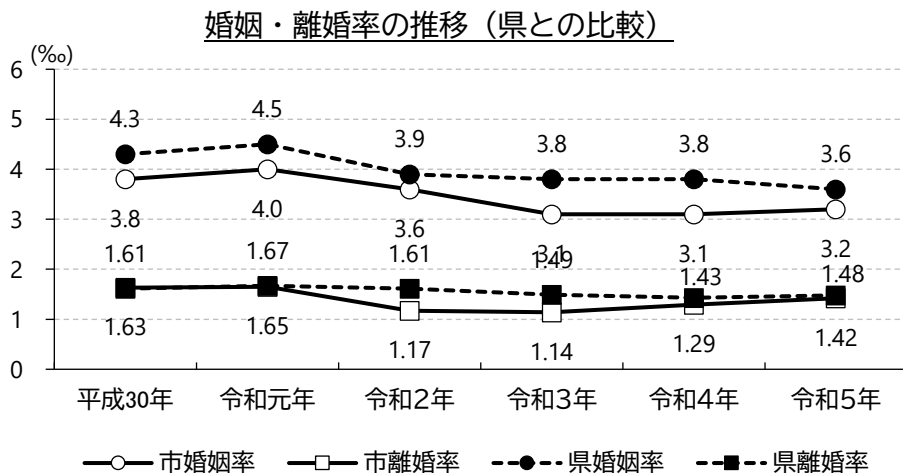


資料：栃木県保健統計年報

2 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、栃木県を下回る数値で推移し、令和5年は3.2%（パーミル：人口千人に対する割合）となっています。

離婚率は、平成30年を除いて栃木県を下回る数値で推移し、令和5年は1.42%となっています。



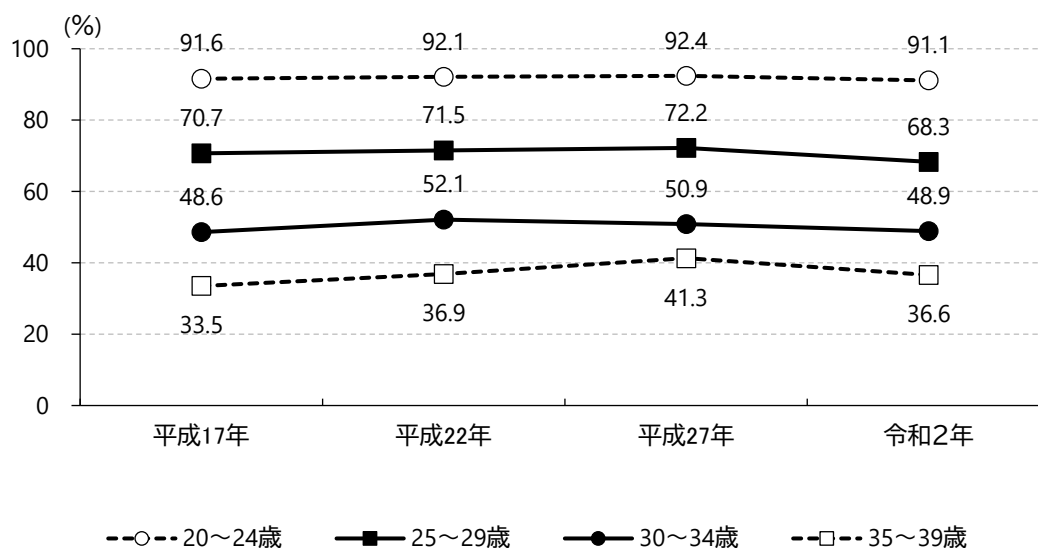
資料：栃木県保健統計年報

3 未婚率の推移

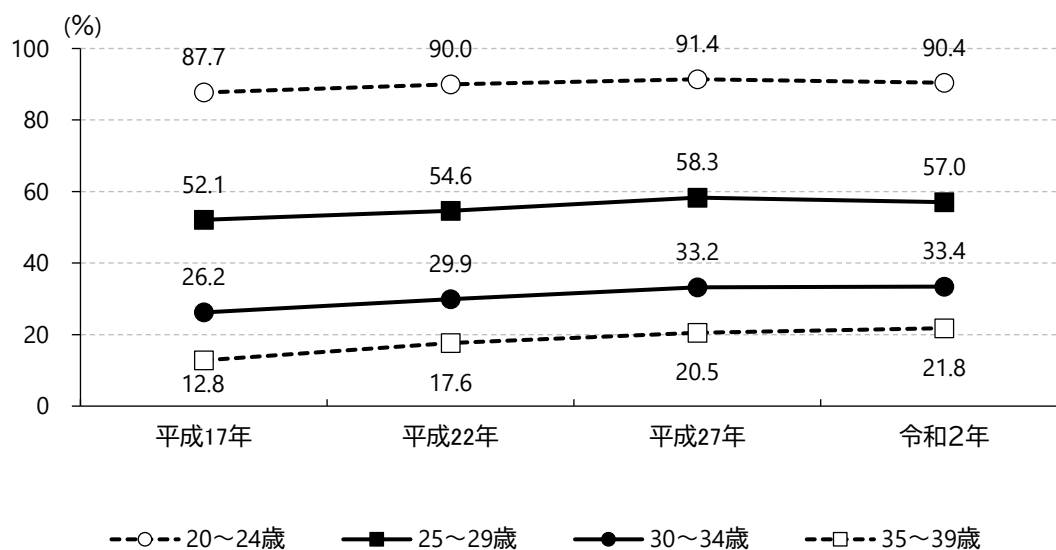
本市の男性の未婚率を、平成17年と令和2年で比べると、20～24歳と30～34歳の増減は、わずかな差となっていますが、25～29歳では2.4ポイントの減少、35～39歳では3.1ポイントの増加となっています。

本市の女性の未婚率を、平成17年と令和2年で比べると、すべての年齢階級で増加しており、20～24歳で2.7ポイント、25～29歳で4.9ポイント、30～34歳で7.2ポイント、35～39歳で9.0ポイントの増加となっています。

5歳階級別の未婚率の推移（男性）



5歳階級別の未婚率の推移（女性）

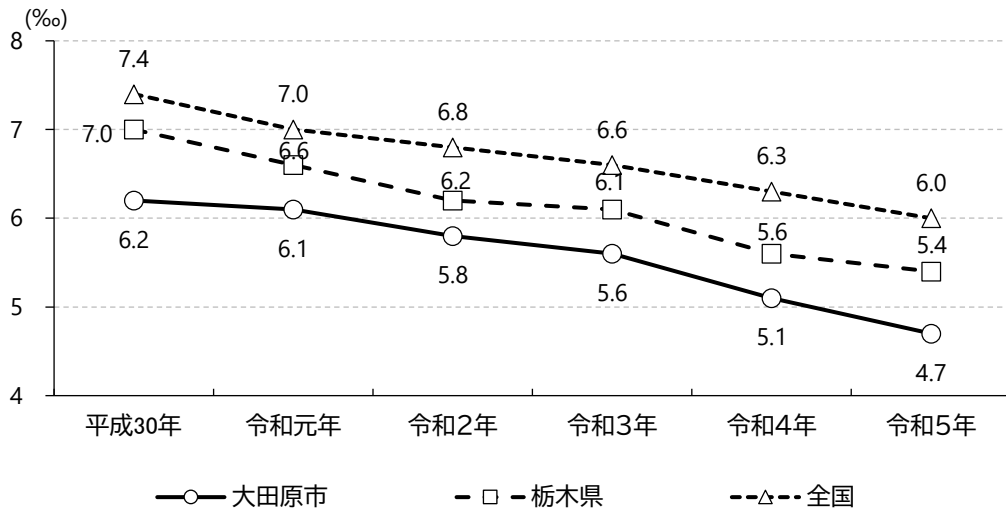


資料：国勢調査

4 出生率の推移

本市の出生率は、全国や栃木県の出生率を下回っています。令和5年の出生率は4.7%で平成30年と比べて1.5ポイントの減少となっています。

出生率の推移（全国・県との比較）

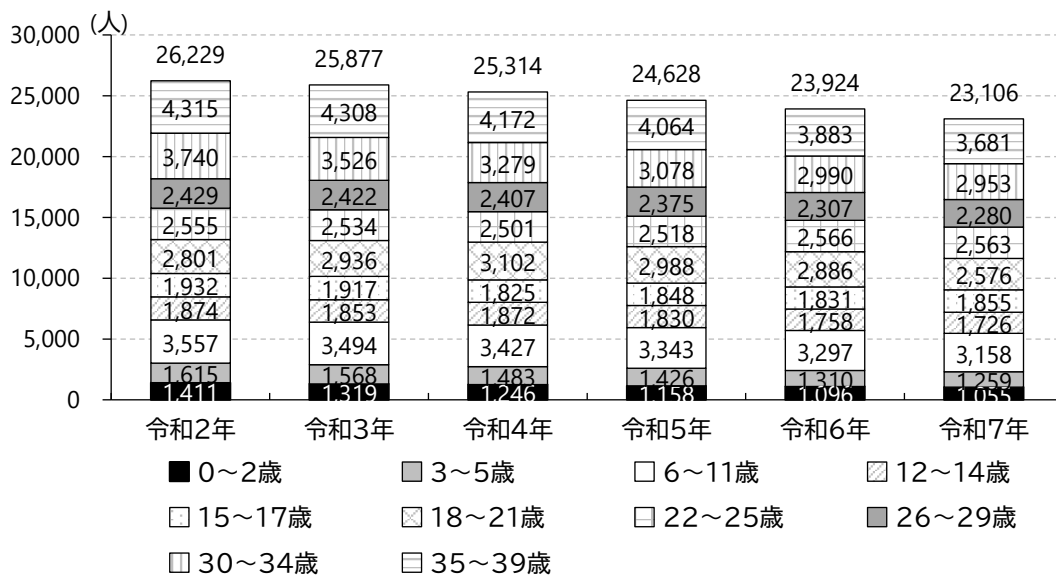


資料：栃木県保健統計年報

5 児童、若者人口の推移

本市の39歳以下の人口は、令和7年で23,106人と、令和2年の26,229人と比べて3,123人の減少となっています。多くの年代で減少傾向となっています。

年齢別児童、若者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

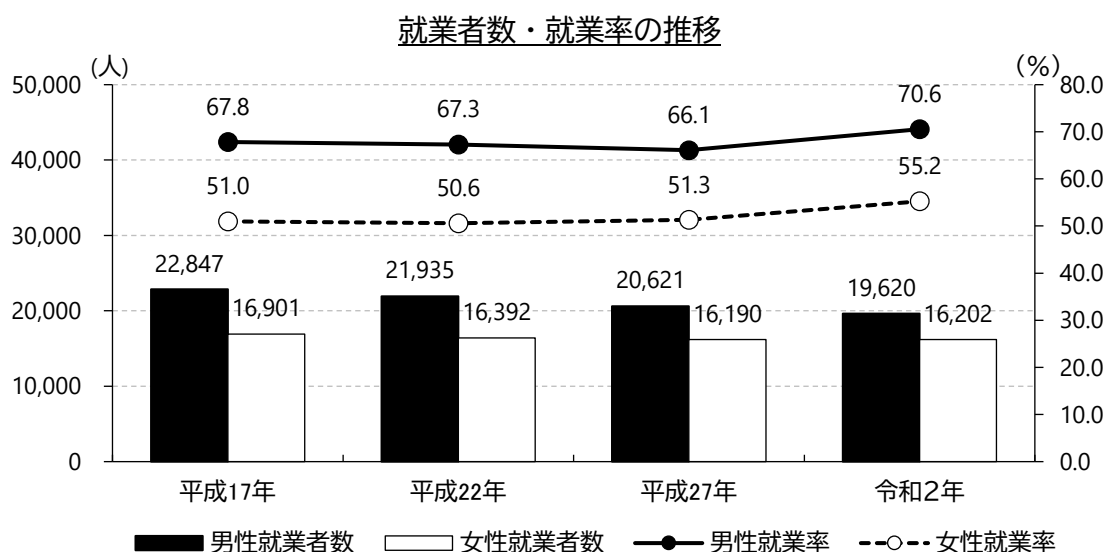
第3節 就業の状況

1 就業者数・就業率の推移

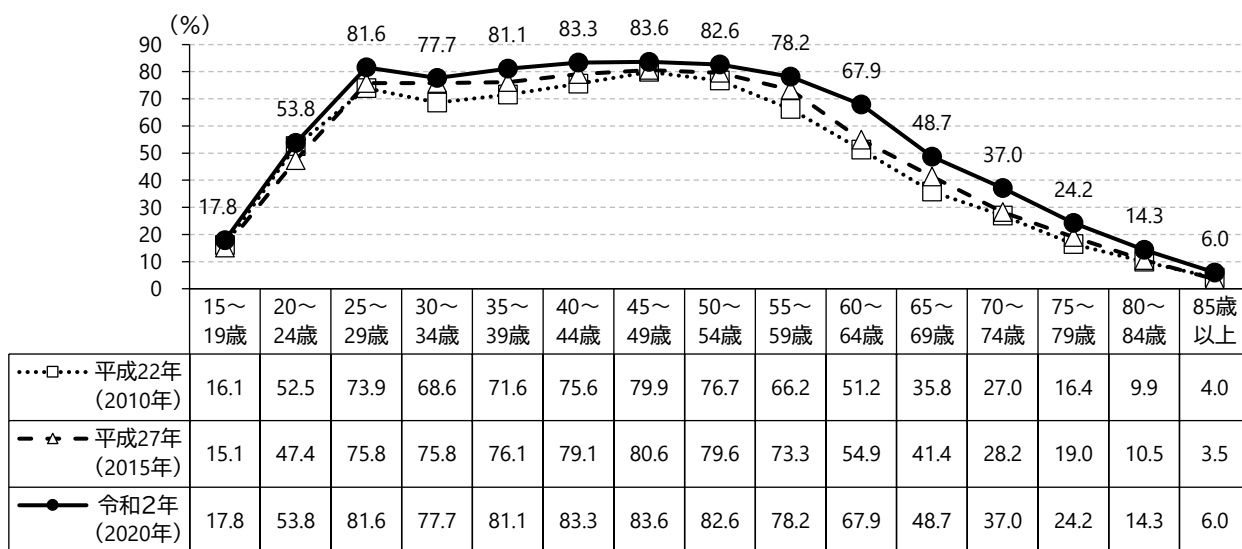
本市の就業者数の推移をみると、男性は減少が続いていますが、女性は令和2年で微増となっています。就業率の推移は、令和2年では男女ともに増加しています。

女性の年齢別の就業率をみると、出産・子育て期を迎える人が多くなる30歳代前半で一時的に減少し、30歳代後半で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成27年には改善がみられたものの、令和2年では再びカーブが大きくなっています。

また、令和2年の本市の女性の就業率をみると、30歳以降は全国と栃木県を上回っています。

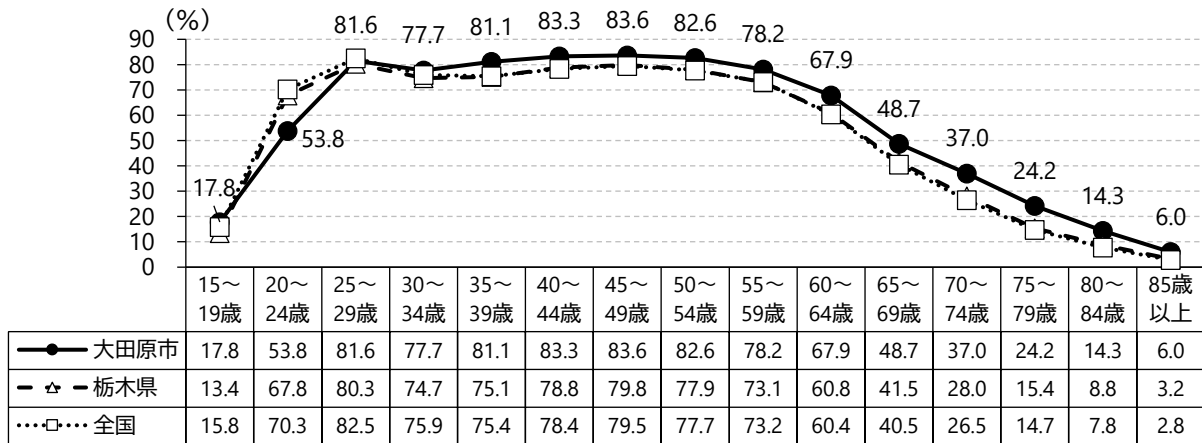


女性の年齢別就業率の推移



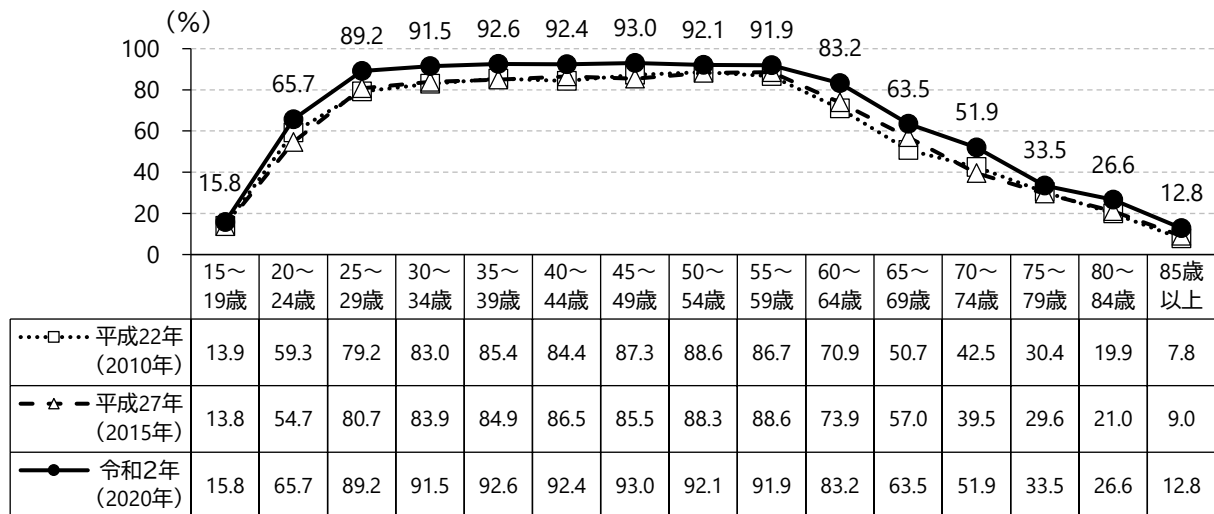
資料：国勢調査

女性の年齢別就業率 全国・県との比較（令和2年）



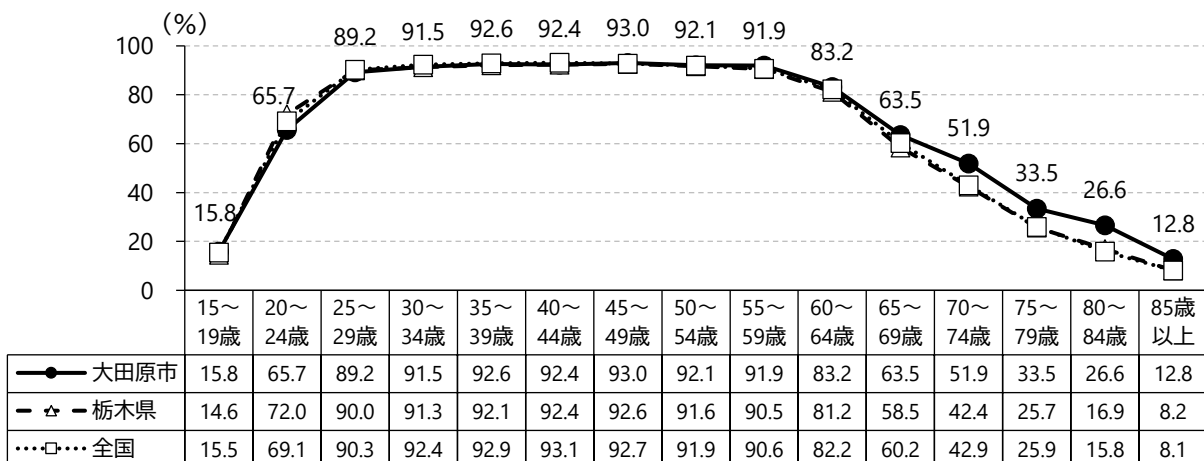
資料：国勢調査

男性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

男性の年齢別就業率 全国・県との比較（令和2年）



資料：国勢調査

第4節 こどもの生活アンケート調査結果の概要

1 調査の実施概要

(1) 調査の目的

「大田原市こども計画」の策定のための基礎資料とすること、こども・若者の生活環境、こども・子育て、若者支援に関するニーズやご意見などを把握することを目的に実施しました。

(2) 調査対象者と実施概要

調査区分	調査対象	回答方法	調査期間
小学5年生調査	市内の学校に通う小学5年生	調査依頼案内文を学校経由で配布、WEBによる回答	令和7年6月23日～7月4日
中学2年生調査	市内の学校に通う中学2年生	調査依頼案内文を学校経由で配布、WEBによる回答	令和7年6月23日～7月4日
保護者調査	上記小学5年生と中学2年生の保護者	調査依頼案内文を学校経由で配布、WEBによる回答	令和7年6月23日～7月4日
若者調査	市内在住の17歳の若者	案内はがきを郵送配布、WEBによる回答	令和7年6月23日～7月7日

(3) 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生調査	804票	569票	70.8%
中学2年生調査	643票	507票	78.8%
保護者調査	1,447票	820票	56.7%
若者調査	200票	93票	46.5%
合計	3,094票	1,989票	64.3%

○小中学生調査及び保護者調査では経済状況別クロスを掲載しています。経済状況の区分方法は以下のとおりです。

- ・保護者調査の「同居家族の人数の合計」及び「世帯全体の年間収入」への回答結果から、下記のような処理を行い、「等価世帯収入」による経済状況分類を行っています。
- ・年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とします。
- ・上記の値を、同居家族の人数の平方根をとったもので除します。
- ・上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値(283.47万円)を求め、さらに、その2分の1(141.74万円)未満であるか否かで分類します。
- ・分類は「中央値の半分未満」、「中央値の半分以上中央値未満」、「中央値以上」の3つに区分しています。表内の合計欄は実数、その他は構成比(%)を表します。

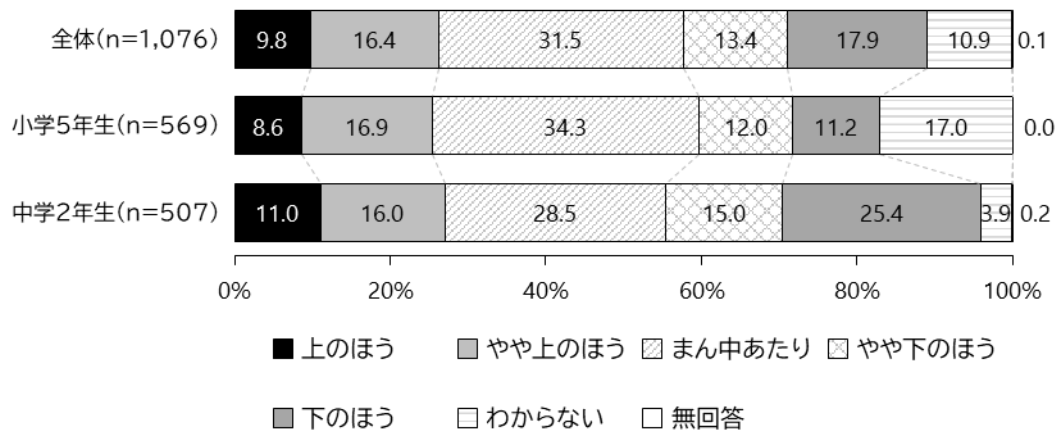
2 調査結果の概要

小中学生調査

(1) クラスの中での成績

クラスの中での成績は「まん中あたり」が全体で31.5%、「下のほう」が17.9%、「やや上のほう」が16.4%となっています。

経済状況別にみると、中央値の半分未満世帯の中学2年生は「やや下のほう」、「下のほう」が全体より多く、中学生では世帯による差がみられます。



経済状況別：クラスの中での成績

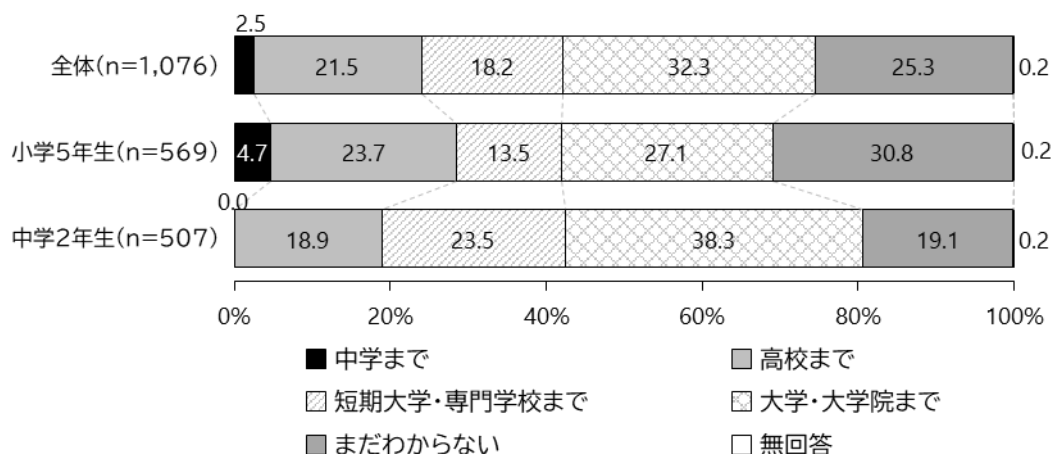
(単位:人・%)

学年	合計	上のほう	やや上のほう	まん中あたり	やや下のほう	下のほう	わからない	無回答
小学5年生								
全体	569	8.6	16.9	34.3	12.0	11.2	17.0	0.0
中央値の半分未満	34	11.8	14.7	29.4	2.9	11.8	29.4	0.0
中央値の半分以上中央値未満	105	8.6	10.5	40.9	12.4	10.5	17.1	0.0
中央値以上	133	12.0	18.8	32.4	9.0	9.8	18.0	0.0
中学2年生								
全体	507	11.0	16.0	28.5	15.0	25.4	3.9	0.2
中央値の半分未満	49	8.2	14.3	12.2	22.4	34.8	6.1	2.0
中央値の半分以上中央値未満	121	12.4	16.5	24.8	19.0	24.0	3.3	0.0
中央値以上	173	12.7	20.2	35.9	10.4	17.3	3.5	0.0

(2) 希望する進学先

希望する進学先は、「大学・大学院まで」が全体で32.3%、「まだわからない」が25.3%、「高校まで」が21.5%となっています。

経済状況別にみると、中央値の半分未満世帯の中学2年生は「高校まで」が全体より多く、「大学・大学院まで」が全体より少なくなっています。



経済状況別：希望する進学先

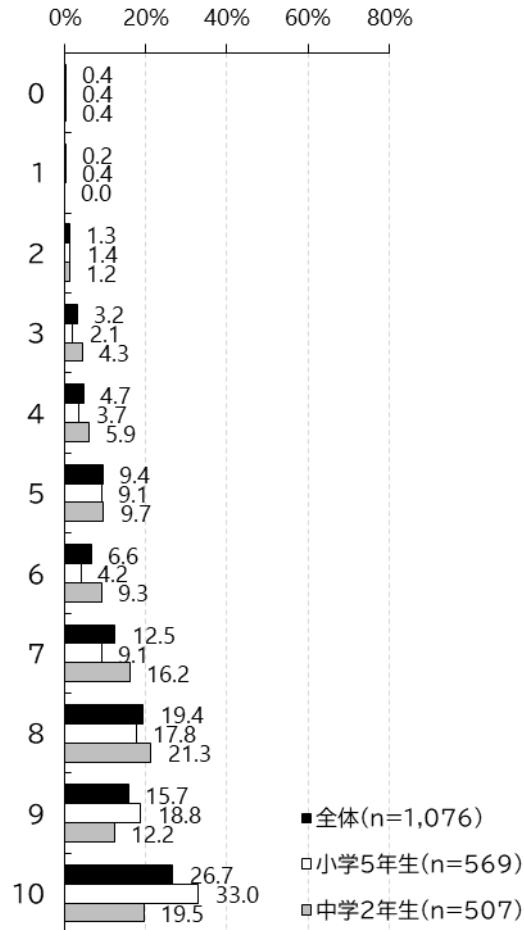
(単位:人・%)

対象者	合計	中学まで	高校まで	短期大学・専門学校まで	大学・大学院まで	まだわからない	無回答
小学5年生							
全体	569	4.7	23.7	13.5	27.1	30.8	0.2
中央値の半分未満	34	5.9	26.5	14.7	29.4	23.5	0.0
中央値の半分以上中央値未満	105	6.7	24.8	12.4	26.7	29.4	0.0
中央値以上	133	1.5	15.0	11.3	30.8	40.6	0.8
中学2年生							
全体	507	0.0	18.9	23.5	38.3	19.1	0.2
中央値の半分未満	49	0.0	43.0	12.2	26.5	16.3	2.0
中央値の半分以上中央値未満	121	0.0	20.7	28.1	33.0	18.2	0.0
中央値以上	173	0.0	11.6	16.2	52.0	20.2	0.0

(3) 生活の満足度「0」(まったく満足していない)～「10」(十分に満足している)

生活の満足度は、「10」が全体で26.7%、「8」が19.4%、「9」が15.7%となっています。

経済状況別にみると、中央値の半分未満世帯の小学5年生は10点が最も多くなっていますが、9点、8点は全体よりやや少なくなっています。中学2年生は満足度10点が全体より多く、満足度は高い傾向がみられます。



経済状況別：生活の満足度

(単位:人・%)

小学5年生	合計	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
全体	569	0.4	0.4	1.4	2.1	3.7	9.1	4.2	9.1	17.8	18.8	33.0
中央値の半分未満	34	0.0	2.9	0.0	0.0	5.9	8.8	5.9	17.6	14.7	11.8	32.4
中央値の半分以上中央値未満	105	0.0	0.0	0.0	1.9	2.9	13.3	0.0	11.4	18.1	21.9	30.5
中央値以上	133	0.0	0.8	2.3	1.5	2.3	7.5	4.5	5.3	18.8	18.8	38.2

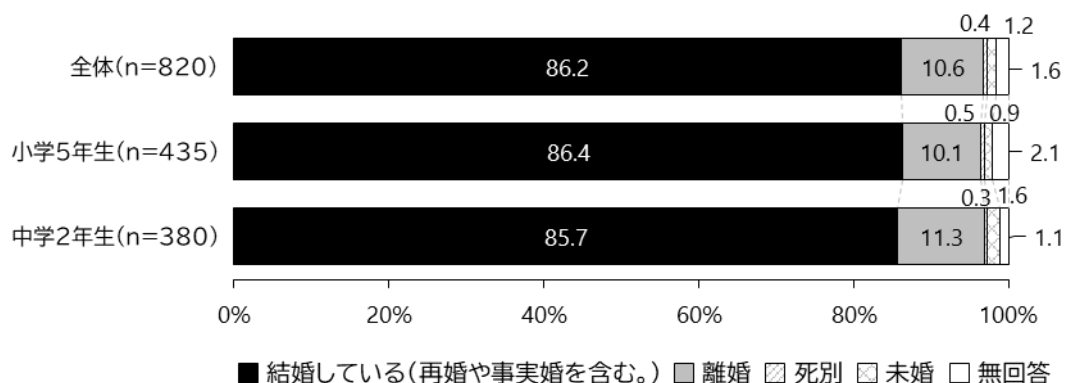
中学2年生	合計	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
全体	507	0.4	0.0	1.2	4.3	5.9	9.7	9.3	16.2	21.3	12.2	19.5
中央値の半分未満	49	0.0	0.0	0.0	6.1	4.1	16.3	10.2	14.3	18.4	4.1	26.5
中央値の半分以上中央値未満	121	0.0	0.0	0.8	4.1	9.1	9.9	10.7	15.7	18.3	14.9	16.5
中央値以上	173	0.6	0.0	0.6	5.2	2.9	9.2	8.1	16.8	25.4	11.0	20.2

保護者調査

(1) 婚姻状況

婚姻状況は「結婚している(再婚や事実婚を含む。)」が全体で86.2%、「離婚」が10.6%となっています。

経済状況別にみると、中央値の半分未満の世帯では「結婚している(再婚や事実婚を含む。)」が全体より少なく、「離婚」が多くなっています。



経済状況別：親の婚姻状況

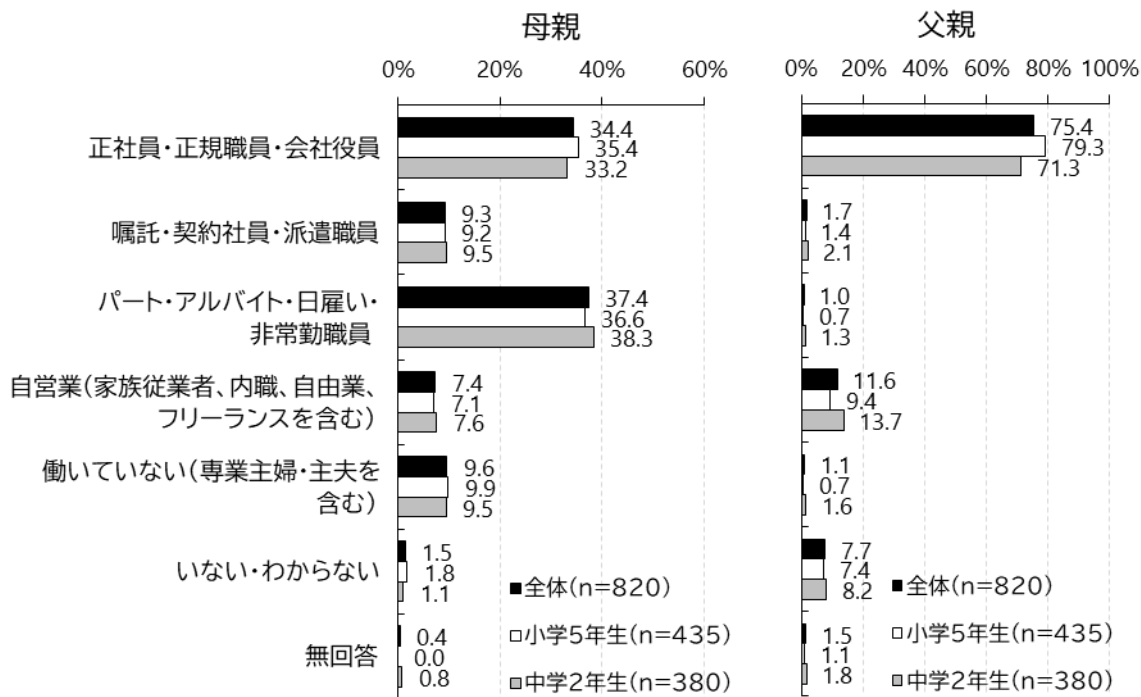
(単位:人・%)

	合計	結婚している(再婚や事実婚を含む。)	離婚	死別	未婚	無回答
全体	820	86.2	10.6	0.4	1.2	1.6
中央値の半分未満	98	44.9	47.0	2.0	4.1	2.0
中央値の半分以上中央値未満	273	85.7	11.4	0.0	1.1	1.8
中央値以上	380	96.6	1.8	0.3	0.8	0.5

(2) 就労状況

母親の就労状況は、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が全体で37.4%と「正社員・正規職員・会社役員」(34.4%)を上回っています。父親の就労状況は、「正社員・正規職員・会社役員」が全体で75.4%と多くなっています。

経済状況別にみると、中央値の半分未満の世帯の母親は「正社員・正規職員・会社役員」が全体より少なく、「嘱託・契約社員・派遣職員」及び「自営業」が多くなっています。同じく父親でも「正社員・正規職員・会社役員」が全体より少なく、「自営業」及び「いない・わからない」が多くなっています。



経済状況別：親の就労状況

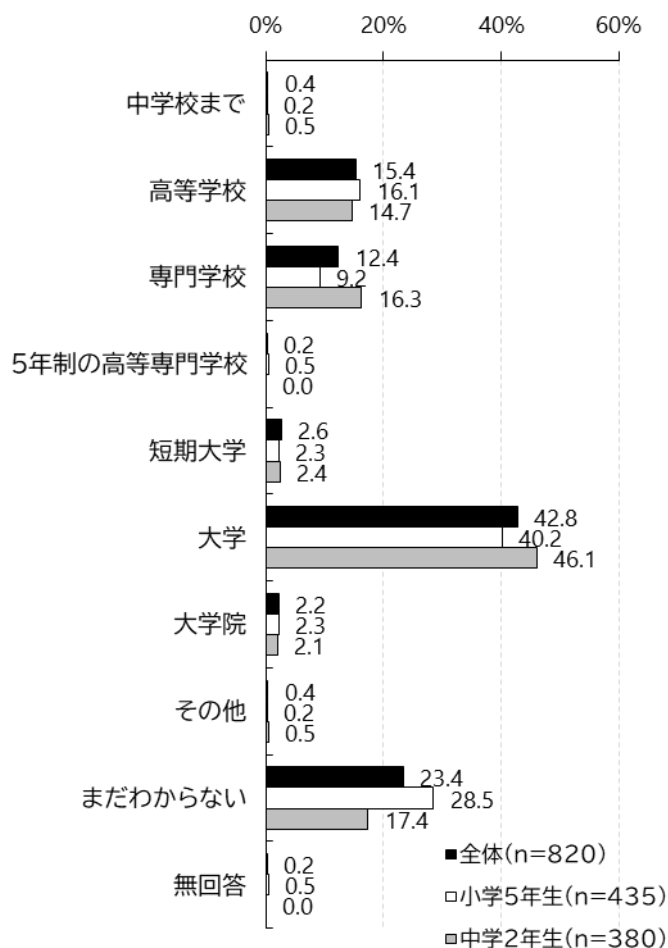
(単位:人・%)

親	合計	正社員・正規職員・会社役員	嘱託・契約社員・派遣職員	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)	働いていない(専業主婦・主夫を含む)	いない・わからない	無回答
母親								
全体	820	34.4	9.3	37.4	7.4	9.6	1.5	0.4
中央値の半分未満	98	22.4	15.3	35.7	15.3	8.2	3.1	0.0
中央値の半分以上中央値未満	273	24.2	9.9	47.5	7.0	8.8	2.2	0.4
中央値以上	380	46.9	7.6	31.3	6.3	7.4	0.5	0.0
父親								
全体	820	75.4	1.7	1.0	11.6	1.1	7.7	1.5
中央値の半分未満	98	29.6	4.1	3.1	20.4	4.1	35.6	3.1
中央値の半分以上中央値未満	273	73.8	2.6	1.1	13.6	0.4	7.0	1.5
中央値以上	380	88.4	0.3	0.5	7.9	0.8	1.3	0.8

(3) こどもの進学への考え

こどもの進学への考えは、「大学」が全体で42.8%と最も多く、次いで「まだわからない」が23.4%、「高等学校」が15.4%となっています。

経済状況別にみると、中央値の半分未満の世帯は「高等学校」が全体より多く、「大学」が少なくなっています。



経済状況別：こどもの進学への考え

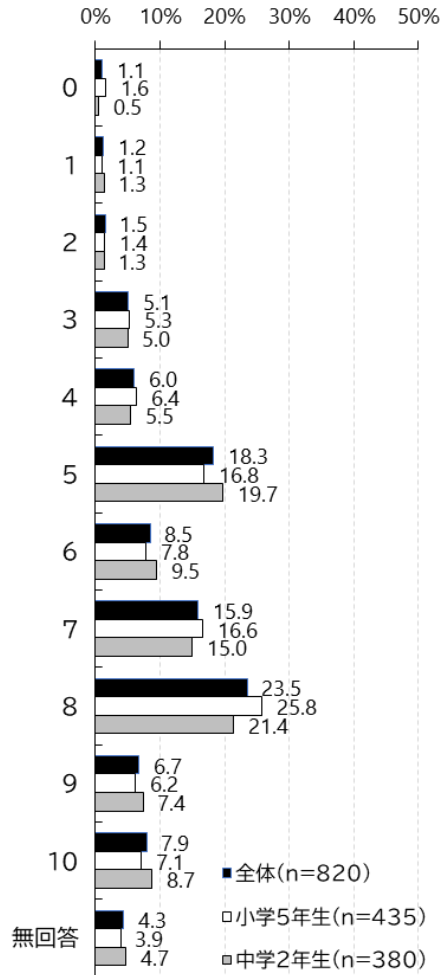
(単位:人・%)

	合計	中学校まで	高等学校	専門学校	5年制の高等専門学校	短期大学	大学	大学院	その他	まだわからない	無回答
全体	820	0.4	15.4	12.4	0.2	2.6	42.8	2.2	0.4	23.4	0.2
中央値の半分未満	98	1.0	32.7	15.3	1.0	3.1	18.4	2.0	1.0	25.5	0.0
中央値の半分以上中央値未満	273	0.7	20.5	15.8	0.4	2.2	32.9	0.0	0.0	27.5	0.0
中央値以上	380	0.0	8.9	9.7	0.0	2.6	57.5	3.4	0.5	17.4	0.0

(4) 生活の満足度「0」(全く満足していない)～「10」(十分に満足している)

生活の満足度は、「8」が全体で23.5%、「5」が18.3%、「7」が15.9%となっています。

経済状況別にみると、中央値の半分未満の世帯の満足度は3～5点が全体より多く、6点以降では少なくなっており、満足度は低い傾向がみられます。



経済状況別：生活の満足度

(単位:人・%)

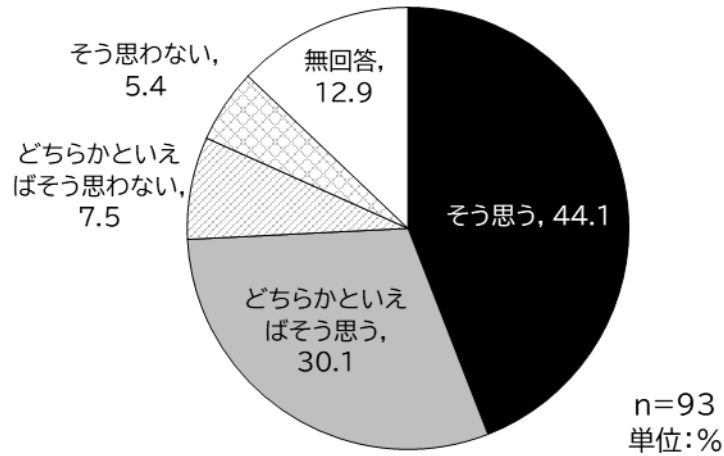
	合計	0	1	2	3	4	5
全体	820	1.1	1.2	1.5	5.1	6.0	18.3
中央値の半分未満	98	3.1	3.1	1.0	16.3	9.2	30.5
中央値の半分以上中央値未満	273	1.1	2.2	2.2	6.6	5.5	20.1
中央値以上	380	0.8	0.3	0.5	1.3	5.3	13.2

	合計	6	7	8	9	10	無回答
全体	820	8.5	15.9	23.5	6.7	7.9	4.3
中央値の半分未満	98	6.1	8.2	13.3	1.0	3.1	5.1
中央値の半分以上中央値未満	273	12.1	14.3	22.3	4.8	5.5	3.3
中央値以上	380	7.6	20.8	28.4	9.2	11.3	1.3

若者調査

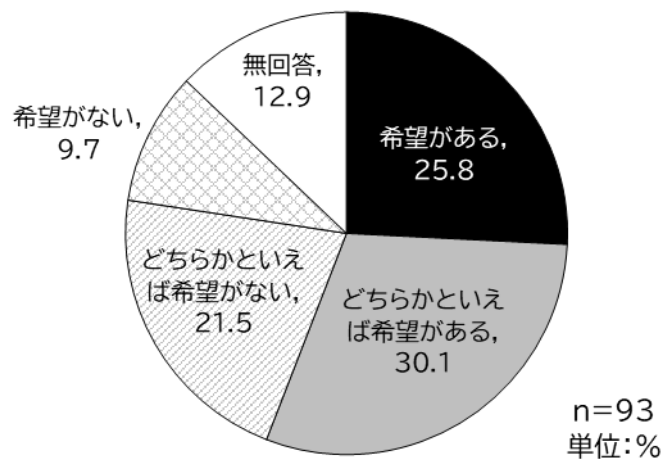
(1) 今、幸せだと思うか

今、幸せだと思うかについては、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」合わせて7割以上が『そう思う』と回答しています。



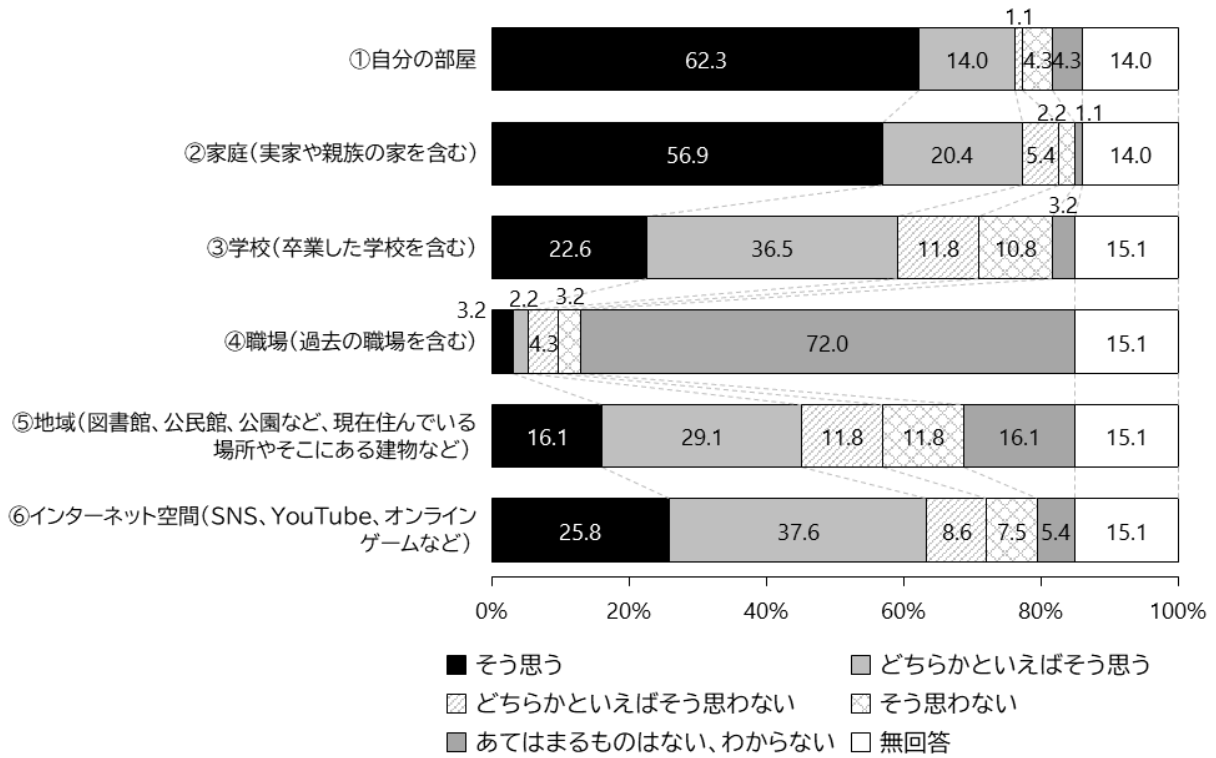
(2) 希望の有無

希望の有無は、「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」合わせて半数以上が『希望がある』と回答しています。



(3) 居場所になっているか

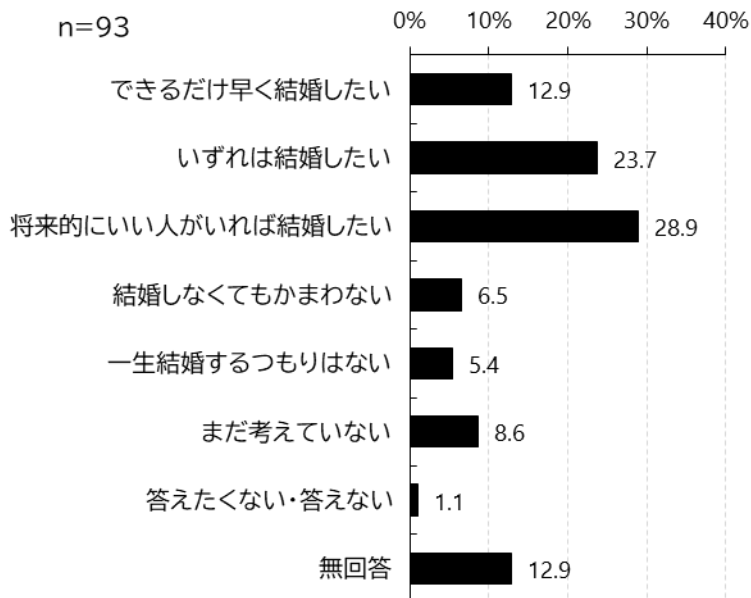
居場所になっているかについては、「そう思う」が「①自分の部屋」では62.3%、「②家庭(実家や親族の家を含む)」で56.9%と多くなっています。



(4) 結婚についての考え

結婚についての考えは、「将来的にいい人がいれば結婚したい」、「いずれは結婚したい」、「できるだけ早く結婚したい」合わせて6割以上が『結婚したい』と回答しています。

男女別でみると「将来的にいい人がいれば結婚したい」は女性で多く、「結婚しなくてもかまわない」は男性のほうが多くなっています。



男女別：結婚についての考え

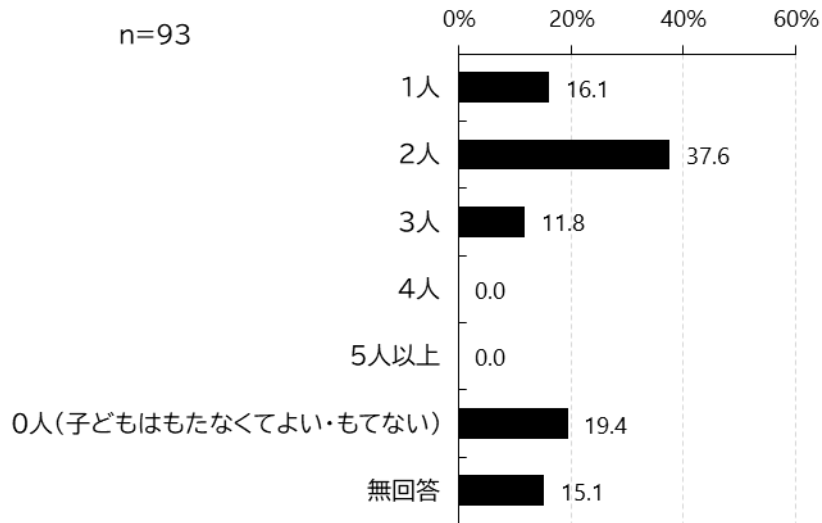
(単位:人・%)

	合計	できるだけ早く結婚したい	いずれは結婚したい	将来的にいい人がいれば結婚したい	結婚しなくてもかまわない	一生結婚するつもりはない	まだ考えていない	答えたくない・答えない	無回答
全体	93	12.9	23.7	28.9	6.5	5.4	8.6	1.1	12.9
男性	47	12.8	27.7	23.4	10.6	4.3	10.6	2.1	8.5
女性	37	16.2	21.6	40.6	2.7	2.7	5.4	0.0	10.8

(5) 希望するこどもの数

希望するこどもの数は、「2人」が37.6%、「0人(子どもはもたなくてよい・もてない)」が19.4%、「1人」が16.1%となっています。

男女別でみると女性より男性のほうが多くなっています。



男女別：希望するこどもの数

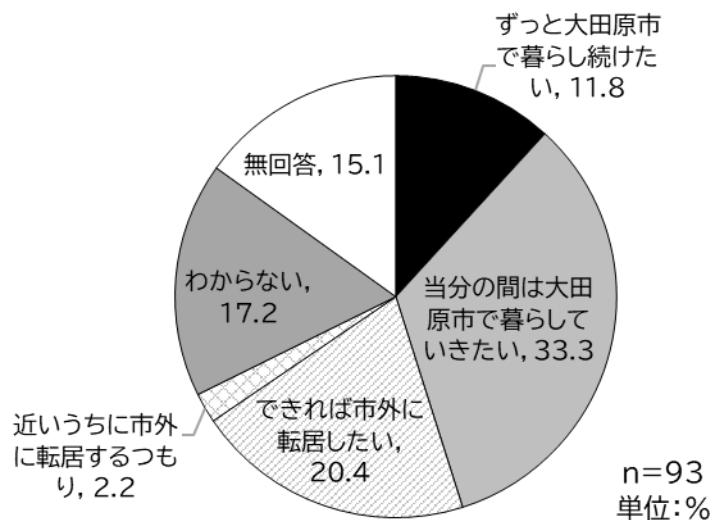
(単位:人・%)

	合計	1人	2人	3人	4人	5人以上	0人(子どもはもたなくてよい・もてない)	無回答
全体	93	16.1	37.6	11.8	0.0	0.0	19.4	15.1
男性	47	19.1	42.5	4.3	0.0	0.0	21.3	12.8
女性	37	16.2	37.9	18.9	0.0	0.0	16.2	10.8

(6) 大田原市での居留意向

大田原市での居留意向は、「ずっと大田原市で暮らし続けたい」、「当分の間は大田原市で暮らしていきたい」合わせて4割以上が『大田原市で暮らしたい』と回答しています。

男女別でみると「ずっと大田原市で暮らし続けたい」は男性のほうが多く、「できれば市外に転居したい」は女性のほうが多くなっています。



男女別：大田原市での居留意向

(単位:人・%)

	合計	ずっと大田原市で暮らし続けたい	当分の間は大田原市で暮らしていきたい	できれば市外に転居したい	近いうちに市外に転居するつもり	わからない	無回答
全体	93	11.8	33.3	20.4	2.2	17.2	15.1
男性	47	14.9	34.0	14.9	4.3	21.3	10.6
女性	37	8.1	35.2	29.7	0.0	16.2	10.8

第5節 今後の課題

こどもの生活アンケートの結果を踏まえて、本市における今後のこども・子育て施策に関する課題を次のように整理します。

1 こどもの貧困の解消と権利擁護の推進

アンケートの結果から、経済状況別にみた世帯所得と、こどもの成績や勉強の仕方に関係性があらわれています。世帯所得の低い家庭では、年齢が上がると成績がクラスで下の方だと感じるこどもが多く、将来の進路についても中学生で大学、大学院進学意向が低くなります。また、保護者へのアンケート結果でも、世帯所得の低い家庭では、こどもの進学について、大学までと考えている家庭は少ない結果となっています。

世帯所得によって、こどもの進路の選択肢や就ける職業の幅が狭くなることは、将来の所得格差につながり、貧困の連鎖から抜けられなくなる可能性が考えられます。どのような家庭環境であっても、生まれてくるすべてのこどもの学ぶ権利が奪われないよう、支援を必要とする世帯に適切な支援が行き渡る施策の推進が重要となっています。

2 子育て世代への支援と母子保健の推進

保護者へのアンケートの結果をみると、離婚を経験している保護者で世帯所得が低い傾向がみられます。さらに、非正規雇用である割合も高く、安定した所得を得られるよう、今後も引き続き、就労支援や就労相談の窓口の充実などが必要です。

また、小中学生のアンケート結果から、世帯所得の低い家庭の小中学生は歯みがきの頻度、歯科検診の受診状況が低い傾向がみられ、家庭の状況がこどもの健康や起床時間、就寝時間などの生活習慣に影響を及ぼしていることが感じられる結果となっています。

こどもが地域で健やかに安心安全に暮らしていけるよう、安定した家庭環境への支援と母子も含めた健康づくりの推進が必要です。

3 若者の活躍の場の確保と支援体制の整備

統計によると本市の社会動態(転入・転出による人口動態)はマイナスが続いており、転入よりも転出の方が多くなっています。若者へのアンケート結果からも、「ずっと大田原市で暮らし続けたい」との回答は1割ほどとなっていることから、地域の活性化のためにも若者の地域への定着が重要となっています。

そのためにも若者が活躍できる場の提供、就労支援や結婚支援、子育て支援の整備を進め、地域で生まれ育ち、地域でこどもを生み育てるサイクルが、次の世代にも循環する環境整備が今後重要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」としてこども大綱を勘案するとともに、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」と「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、及び「大田原市母子保健計画」を一体的なものとして策定するものです。

また、本計画は、昨年度策定の「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」とも整合・連動の上、歩調を合わせた計画とすることとします。将来、両計画を一体的な計画として策定することを見据えていることから、本計画の基本理念は「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」のものを踏襲することとします。

【基本理念】

1 こどもの発達支援

こどもが心身ともに健やかに育つように、こどもの最善の利益が実現される取り組みを進めていきます。

2 こどもとともに成長する親への支援

すべての親が心身ともにゆとりをもち、子育てを通じて親自身も成長できるように支援していきます。また、次代の親となる若い世代がこどもを生み育てたいと思えるように、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての喜びや楽しさを経験できるように支援します。

3 こどもが地域で育つ環境づくり

家庭で安心して子育てできるように、地域全体で子育て家庭を支えていきます。子育て家庭が抱える不安感や負担感の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てできる地域づくりとそのためのネットワークづくりを推進していきます。

本計画においても、以上を基本理念として継承し、こども・若者支援施策を推進していきます。

第2節 キャッチフレーズ

本計画においても、これまでと同様のキャッチフレーズを掲げ、基本理念のもとに実現していく本市のこども・若者支援に対する姿勢を示すものとします。

本市では、こどもが地域の中でたくましく育ち、また、すべての家庭が子育ての責任を自覚し、親自身も子育てを通じて成長することができ、さらに地域では、子育てを社会全体で行うものとする共通認識のもと、子育てを支援していくという思いを、第1期計画から第2期計画へ、そして今期の計画へとつなぐキャッチフレーズとして「子育て環境日本一を目指して」を掲げ、計画を推進していきます。

子育て環境日本一を目指して

第3節 基本目標

本計画の推進にあたり、昨年度策定の「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」の次世代育成支援対策行動計画部分を共用し、5つの基本目標を踏襲しつつ、「こども計画」として一部を修正して設定します。また、今回新たに包含する「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」と「子ども・若者計画」、「母子保健計画」の各施策を新たに追加し、推進することとします。

1 地域における子育て支援の充実

近年の子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、地域における子育て支援の充実がますます重要となっています。保育サービスの充実としては認可保育所や認定こども園などの整備を進めることで、共働き家庭やひとり親家庭が安心してこどもを預けられる体制を整えると同時に地域子育て支援拠点や子育てサロンなど、保護者同士が気軽に相談や交流を図れる場を整備することで、子育ての不安や孤立を軽減します。

さらに、こどもの活動の場や機会の確保として公園、児童館、図書館など、こどもたちが安全に遊び、学び、交流できる場を整備するとともに、自然体験や文化活動、スポーツ活動など、様々な体験の機会を増やしていくことが求められます。

2 親とこどもの健康づくり

すべてのこどもが健やかに生まれ育ち、親が安心して子育てできる社会を実現するためには、親とこどもの健康を守り、支える体制づくりが必要です。妊婦が安心して出産を迎えられる体制として、地域における SNS 等を活用した相談体制の整備や、妊娠・出産に関する相談窓口の設置、産後ケアの提供を通じて、安心できる妊娠・出産の支援を進めます。

また、小児医療の充実として夜間・休日の小児救急医療体制の強化や、専門医の確保、こどもの医療費助成の拡充などを通じて、母子ともに安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。

3 支援が必要なこどもや家庭への支援

すべてのこどもの人権が守られ、将来に希望を持てる社会を実現するためには、支援が必要なこどもや家庭に対して、的確な支援を行うことが重要です。とりわけ、社会的に困難な状況にあるこどもへの包括的な支援が重要です。児童虐待の防止については、早期に発見し、必要な支援につなげるために、児童相談所や地域の関係機関が連携し、地域全体でこどもの安全を守る体制を整備します。

貧困家庭やひとり親家庭等への支援では、社会的孤立を防ぐため、就労支援、養育費確保、住まいの安定、こどもの学習支援など、幅広い分野での支援、特に、こどもの教育機会を保障することで、貧困の連鎖を断ち切る支援を進めます。

4 こどもの健やかな成長を支える教育環境の整備

こどもが将来にわたって自立し、豊かに生きていくために、学校教育だけでなく、家庭や地域社会も含めた多様な学びの場を充実させていく必要があります。こどもの基本的な生活習慣や価値観、社会性が日常生活の中で育まれることから、保護者に対する子育て支援や家庭教育に関する学習機会の提供、地域ぐるみで見守る活動の推進などを通じて、こどもを取り巻く環境全体の教育力を高めます。また、学校と家庭・地域が連携し、情報を共有することによって、こどもの成長を支える体制を強化します。

5 こどもや若者、子育て家庭を支援する生活環境の整備

少子化が進行する中で、こどもを生み育てやすい社会を実現するためには、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く生活環境を整備することが重要です。子育て世帯が住みやすい地域づくりとして、公園や児童館、子育て支援センターなど、親子が安心して集い交流できる場所の整備や、地域ぐるみの子育て支援活動の充実を図ります。

また、若者の結婚・出産・子育てに対する希望を実現できる社会づくりとして結婚や出産を経済的理由であきらめることのないよう、住宅支援や経済的支援、相談窓口の整備などを通じて、安心して家庭を築くことができる環境の整備を目指します。

第4節 施策の体系

基本理念に基づく基本目標の達成に向け、本計画は「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」の施策体系を踏まえ、次の施策体系により計画を推進していきます。

【基本理念】

- 1 こどもの発達支援
- 2 こどもとともに成長する親への支援
- 3 こどもが地域で育つ環境づくり

基本目標1. 地域における子育て支援の充実
1. 教育・保育サービスの充実
2. 地域における子育て支援サービスの充実
3. 地域におけるこどもの活動の場や機会の確保
4. 経済的負担の軽減
基本目標2. 親とこどもの健康づくり【大田原市母子保健計画】
1. 安心して出産できる環境づくり
2. こどもの健康づくり
3. こどもが安心して育つための家庭への支援
4. 小児医療の充実
基本目標3. 支援が必要な子どもや家庭への支援【こどもの貧困の解消に向けた対策計画】
1. 児童虐待防止対策の充実
2. 障害児やその家庭への支援施策の充実
3. ひとり親家庭等への支援
4. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援
5. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
基本目標4. こどもの健やかな成長を支える教育環境の整備
1. 家庭や地域の教育力の向上
2. 「生きる力」を育む学校教育の推進
基本目標5. 子どもや若者、子育て家庭を支援する生活環境の整備【子ども・若者計画】
1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
2. こどもの安全の確保
3. 子育てを支援する生活環境の整備
4. 家族づくりの支援
5. 子ども・若者たちの権利の尊重

第5節 指標の設定

本計画を推進するにあたり、市民の視点に立った点検・評価を行うため、定期的を実施する「子どもの生活アンケート」等によって市民意識の経年的な測定を行います。

その指針となる基本目標ごとの成果指標(アウトカム)を次のとおり設定します。

基本目標	成果指標	現状値 (R7)	目標値 (R11)
1	必要だと思う支援で「保育や学校費用の軽減」と回答した保護者の割合	61.6%	50.0%
2、3、4	健康状態が「よい」、「まあよい」と回答したこどもの割合	小学生 76.8% 中学生 71.6%	小学生 80.0% 中学生 80.0%
2	20歳未満の飲酒 お酒を飲んだことがあると回答した者の割合	小学生 5.1% 中学生 2.4%	0%
2	20歳未満の喫煙 たばこを吸ったことがあると回答した者の割合	小学生 1.2% 中学生 0.4%	0%
2	妊娠中の喫煙 妊婦で喫煙している者の割合	5.8%(R6)	0%
1、3	いざという時のお金の援助で頼れる人が「いない」と回答した保護者の割合	21.0%	15.0%
1、3	現在の暮らしの状況で「苦しい」、「大変苦しい」と回答した保護者の割合	31.0%	25.0%
4、5	学校の授業が「ほとんどわからない」、「わからないことが多い」と回答したこどもの割合	小学生 7.1% 中学生 10.1%	小学生 5.0% 中学生 8.0%
1、5	「将来的にいい人がいれば結婚したい」、「いずれは結婚したい」、「できるだけ早く結婚したい」と回答した若者の割合	65.5%	70.0%
2、5	居住意向で「ずっと大田原市で暮らし続けたい」、「当分の間は大田原市で暮らしていきたい」と回答した若者の割合	45.1%	55.0%
4、5	「生活に満足している」(満足度7以上)と回答したこども、若者の割合	小学生 78.7% 中学生 69.2% 若者 57.9%	小学生 80.0% 中学生 75.0% 若者 65.0%
5	「今の自分が好きだ」(「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した若者の割合	64.5%	70.0%
5	「自分には自分らしさというものがあると思う」(「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した若者の割合	81.7%	85.0%
5	「自分の将来に明るい希望がある」(「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」と回答した若者の割合	55.9%	60.0%
4、5	自分の意見や考えは、まわりの大人の人にきちんと聞いてもらえていると思うこどもの割合	小学生 89.3% 中学生 82.3%	小学生 95.0% 中学生 90.0%

第4章 こども・若者施策の展開

本章では基本目標ごとに現況把握、施策の方向、具体的な取り組みについて記載しています。具体的な取り組みについては、子ども・若者計画にかかる施策は「★」、こどもの貧困の解消に向けた対策計画にかかる施策は「●」、母子保健計画にかかる施策は「▲」を事業名に記載しています。

また、各事業に該当するライフステージを「こども大綱」で定める施策と合わせ、以下の番号で表示しています。

①こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

②学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援

③青年期

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

④子育て当事者

- ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・地域子育て支援、家庭教育支援
- ・共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ・ひとり親家庭への支援

⑤ライフステージを通じた施策

- ・こども基本法の周知、こどもの教育、教育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等
- ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等
- ・成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- ・教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援
- ・地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等
- ・児童虐待防止対策等のさらなる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援
- ・こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

1 教育・保育サービスの充実

■現況把握

- ◇令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化の影響や、共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育需要は増加傾向にあるとともに、多様化しています。一方で、少子化を踏まえた将来的な需要を考慮する必要があるため、需要に応じた通常保育の量の確保を行うとともに、一時預かり、時間外(延長)保育、病児保育など、多様化する保育需要への対応が課題となっています。
- ◇安心して子育てと仕事の両立ができるように、受け入れ体制の弾力化に加え、利用しやすい保育サービスの提供、サービスの質の向上を図ることが必要です。
- ◇老朽化が著しい施設では、園児の安全確保のため園舎の改修等が必要になります。

■施策の方向

- ◆保育需要に対応した適正なサービス量を確保します。
- ◆保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- ◆老朽化に伴う園舎改修のため、経費の一部について補助を行います。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
通常保育事業の充実 (★)	保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする乳幼児を保育所等で預かることにより、仕事と家庭の両立支援を図ります。産後休暇及び育児休業明けなど、出産後も働き続けることができるよう、乳幼児保育事業の充実を図ります。	① ④	保育課
延長保育事業の充実 (★)	保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて児童を預かる延長保育事業の充実を図ります。	① ④	保育課
休日保育事業の推進 (★)	日曜・祝日等の保育需要に対応するため、休日保育事業の実施に努めます。	① ④	保育課
夜間保育事業の推進 (★)	保護者の就労などにより、延長保育時間を超えて保育を必要とする夜間保育事業の実施に努めます。	① ④	保育課
特別支援保育事業の充実 (★)	保育の実施にあたり、特別な支援を必要とする児童が、集団保育を行うことで、健やかな発達を促進できるように、受け入れ体制の充実を図ります。	① ④	保育課
一時預かり事業の充実 (★)	保護者のリフレッシュ、疾病、冠婚葬祭等により、一時的に保育が必要になる児童を預かる一時保育事業の充実を図ります。	① ④	保育課

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
特定保育事業の推進 (★)	パート就労や介護のため、週2、3日又は、午前か午後のみなど、必要に応じて利用できる特定保育事業の実施に努めます。	① ④	保育課
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の推進 (★)	保護者等の仕事が夜間になり、こどもの保育が困難な場合に預かるトワイライトステイ事業の実施に努めます。	① ② ④	こども支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)の推進 (★)	一時的に家庭で養育できないこどもを短期間預かるショートステイ事業の実施に努めます。	① ② ④	こども支援課
病児保育事業(病児・病後児・体調不良児対応型)の充実 (★)	病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行うことで、安心して子育てができる環境整備に努めます。	① ④	保育課
認定こども園預かり保育事業の促進(1号認定) (★)	教育時間終了後も園児を保育する預かり保育など、認定こども園における1号認定のこどもの子育て支援の取り組みと促進に努めます。	① ④	保育課
認定こども園における地域子育て推進事業の促進 (★)	地域のこどもたちに、認定こども園の園庭・園舎の開放や、親子交流事業を実施するなど、認定こども園における子育て支援の取り組みと促進に努めます。	① ④	保育課
教育・保育施設等の整備 (★)	計画に基づく人口推計や利用希望を踏まえ、受け入れ基盤が不足する場合は、必要最小限の整備を行います。 公立保育所については、市内の需要量の定数調整施設として受け入れ体制を維持します。	① ② ④	保育課
老朽改修等への一部補助 (★)	園児の安全性確保、保育環境改善を目的として、老朽化が著しい教育・保育施設等の改修等を行うための経費の一部について補助を行います。	⑤	保育課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の充実 (★)	保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減等を図るため、就労要件などは問わず月一定時間までの利用可能枠の中で利用できる、乳児等通園支援事業の充実を図ります。	① ④	保育課

2 地域における子育て支援サービスの充実

■現況把握

- ◇核家族化や近所付き合いの希薄化による、子育て家庭の孤立などの問題が懸念されます。
- ◇子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、こどもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての子育て支援センターの運営や、子育て情報の発信、こども家庭センターをはじめとした子育て・育児相談を実施しています。
- ◇核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化などにより、多様な質・量両面の適切な子育て支援サービスが求められています。

■施策の方向

- ◆子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合して「こども家庭センター」を設置し、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待防止から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目のない、漏れのない対応を図ります。
- ◆身近な場所でこどもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話をしたりする、保護者が「ほっ」とできる場の提供と、様々な機会を通じて子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- ◆子育て中の親同士が気軽に交流できる場や機会の提供に努めるとともに、きめ細かな子育て支援に向け、子育て支援活動の充実とネットワークづくりを推進します。
- ◆インターネットなど各種情報媒体を活用し、子育て情報の発信に努めます。
- ◆就労中又は就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、通常保育の拡充とともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
ファミリーサポートセンター事業の充実(★)	子育ての援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所等への送迎、一時的な預かり保育等を行うファミリーサポートセンターの充実を図ります。	④	保育課
地域子育て支援拠点事業の充実(★)	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。	④	保育課
子育て支援情報提供の充実(▲)	母子手帳交付時には子育てガイドブックを、新生児訪問や乳幼児健診、担当窓口等においては、子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、子育てに関して必要と思われる情報の提供に努めます。 あわせて、市のホームページにおける母子保健事業の子育て支援情報の充実にも努めます。	⑤	こども支援課
子育てに関する意識啓発	核家族化の進行や共働き世帯の増加等の中で、子育てを地域で支えていくという意識の醸成を図るため、様々な機会を通して子育てに関する意識啓発に努めます。	⑤	こども支援課

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
子育て支援ネットワークづくり(★)	地域での子育て支援を行う体制づくりを目指し、子育てサポーターの養成やNPO法人の活用等による子育て支援ネットワークづくりを推進します。	⑤	保育課

3 地域におけるこどもの活動の場や機会の確保

■現況把握

- ◇核家族化や共働き世帯の増加など就労形態の変化により、保育需要は就学前の児童に限られたことではなく、放課後や夏休み等の長期休業期間の小学生においても高まっています。
- ◇放課後児童健全育成事業について、今後も共働き世帯の増加などが予測されるため、より多くのニーズが見込まれます。

■施策の方向

- ◆こどもたちが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会の充実を図ります。
- ◆次代の担い手であるこどもたちが健やかに成長し、また、親が子育てを通して成長していけるよう、学校や家庭、地域における学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上を図るため、関係機関による共有ネットワークづくりを進めます。
- ◆共働き世帯等の「小1の壁」を打破するとともに、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、施設・体制づくりを検討していきます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
放課後児童健全育成事業(学童保育)の充実(★)	放課後や夏休み等の長期休業中に、昼間家庭に保護者のいない児童の健全な育成を図るため、支援員の資質向上を図る機会を確保するなど、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	④	保育課
地域活動における世代間交流(★)	自治公民館、子ども会育成会などにおける地域のスポーツ活動、伝統行事の伝承等を通じ、世代を超えた交流を促進します。	④	生涯学習課
中高生の職場体験を通じた乳幼児とのふれあい支援(★)	教育・保育施設等において、中高生が乳幼児とふれあう機会となる職場体験を支援します。	②	学校教育課

4 経済的負担の軽減

■現況把握

- ◇保護者は妊娠・出産から、日々のこどもの成長を見守ることで、こどもをもつこの上ない喜びを感じている反面、そのこどもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。
- ◇本市では令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い、必要に応じた事業の見直しを行った上で、児童手当の支給をはじめ、教育・保育施設等の利用者負担の軽減、小中学校での給食費の補助などの各種援助、医療費や予防接種費用の助成などを実施しています。
- ◇本市の限られた財源の中で、安心してこどもを生き育てることができる環境づくりに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施できるかが課題です。

■施策の方向

- ◆安心してこどもを生き育てることができる経済的支援体制の確立に努めます。
- ◆少子化への対応や健全な児童の育成のため、適正な経済的支援に努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
教育・保育施設等の利用者負担額の軽減（●）	教育・保育施設等の利用者負担額を国の基準より軽減して設定します。	④	保育課
各種手当の支給・医療費等の助成（●）	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子宝祝金等の支給やこども医療費、ひとり親家庭医療費、妊産婦医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	① ② ③ ④	こども支援課 福祉課
難病患者等福祉手当の支給	栃木県では、難病患者等への各種医療費助成制度を実施しており、市ではそれら制度における受給者証を交付された方に対して、独自の難病患者等福祉手当を支給します。 ※20歳未満：「小児慢性特定疾病医療費助成制度」 20歳以上：「難病医療費助成制度」、「特定疾患治療研究事業」及び「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」	④	福祉課
公設学童保育館の保育料減免（●）	公設の学童保育館利用者のうち複数の児童が同一施設を利用している世帯に対し、保育料の多子世帯減免を実施します。	④	保育課
教育・保育施設等の保育料及び副食費の軽減（●）	多子世帯やひとり親世帯等に対して保育料及び副食費の軽減を実施します。	④	保育課
小中学校の給食費の支援（●）	児童生徒の給食費について、食材費の高騰分を当面市が負担するほか、多子世帯及び低所得世帯への減免制度があります。	②	教育総務課

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
予防接種費用の助成 (●)	定期予防接種費用の全額助成のほか、任意接種のうち、市が行政措置として行う法定外予防接種について、費用の一部助成を継続して実施します。	⑤	健康政策課
奨学金制度 (●)	能力がありながら経済的理由により就学が困難な者を支援するため、学資の貸付や給付を行います。	③	教育総務課
遠距離通学児童生徒通学費補助事業 (●)	保護者の経済的な負担軽減を図ります。	④	学校教育課
就学支援(母子父子寡婦福祉資金の貸付の申請の受理等) (●)	ひとり親家庭等を対象に、こどもの教育に関する資金貸付の申請の受理等を行います。	④	こども支援課
就学援助事業 (●)	経済的理由により就学困難な小中学校の児童生徒に、学用品費、学校給食費、医療費等の費用を援助します	④	学校教育課

基本目標2 親とこどもの健康づくり【大田原市母子保健計画】

1 安心して出産できる環境づくり

■現況把握

- ◇妊娠・出産期は、母親の心身に大きな変化をもたらす時期であると同時に、母性や父性を育てる時期です。また、こどもにとっては母体を通して栄養を与えられ、様々な刺激を受け、人間として必要な機能が形成される大切な時期です。
- ◇妊娠・出産期においては、妊婦は定期健診をしっかりと受け体調管理に努めるとともに、父母とその家族は出産育児の知識や技術を身につけ、親になる・新しい家族を迎えるという意識を持つことが重要です。
- ◇共働き世帯の増加、経済的困窮、育児の支援者不足、未婚、若年や高齢、本人や家族の心身の健康問題など家庭を取り巻く環境は複雑化しており、妊娠期から切れ目なく支援する体制の強化が求められています。

■施策の方向

- ◆妊娠の相談や妊娠届出時の相談面接をスタートとし、妊娠期から切れ目ない相談支援や妊婦健診・プレママ教室といった妊娠中の健康管理等に関する情報提供を行います。
- ◆個別に支援が必要な妊婦への訪問等、きめ細かな対応により安心して出産ができるよう、切れ目のない支援に努めます。
- ◆今の自分や将来の自分の健康が、将来の次世代を担うこどもたちの健康にもかかわることから、プレコンセプションケア(男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促す)を推進していきます。
- ◆母子保健連絡協議会等を開催し、母子保健事業を効果的に展開していきます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
母体や胎児の健康管理の推進(▲)	市内に住所を有する妊婦(医師から出産予定日を告知されている方)に母子健康手帳を交付します。また、母体や胎児の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査を実施します。	①	こども支援課

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
<p>妊娠期から出産までの母子保健や育児に関する相談支援の充実（▲）</p>	<p>妊婦のための支援給付事業と妊娠届出時面談や妊娠8か月アンケート・面談、セルフプランなどの妊婦等包括相談支援事業を一体的に行います。</p> <p>必要な方には、低所得の妊婦に対する初回産科等受診料助成事業、養育支援ヘルパー派遣事業、産前産後サポート事業を実施し、きめ細かな支援策の展開に努めます。</p> <p>また、地域の産科病院と連携し、若年妊婦、高齢妊婦等のハイリスク妊婦に対し訪問や相談を行い、出産・育児に対する不安の解消や軽減に努め、必要な方には一緒にサポートプランを作成し支援します。</p>	<p>① ④</p>	<p>こども支援課</p>
<p>不妊不育治療に対する支援（▲）</p>	<p>少子化対策の推進を図るため、こどもを生み育てたいと願う人が行う不妊治療や不育治療に係る治療費の一部を助成します。</p>	<p>⑤</p>	<p>こども支援課</p>

2 こどもの健康づくり

■現況把握

- ◇こどもを安心して生み育てるためには、こどもはもちろん親の健康管理も重要です。
- ◇幼い頃からの生活習慣が、成長していく過程で大きな影響を与えることから、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、親子で好ましい生活習慣を築いていくことが大切です。
- ◇健康に関する保健分野においては、産婦健康診査、乳幼児健康診査など出産直後からの母子の健康管理や相談事業をはじめとする、様々な母子保健事業を実施しています。
- ◇食に関すること自体への関心が低い保護者や、こどもの発達への見通しとそれに合わせた食の進め方に不安を抱えている保護者が増えています。生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、また、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、食への関心向上と望ましい食習慣を身につけていくことが大切です。

■施策の方向

- ◆妊娠期からの成長段階に応じた母子保健事業を推進します。
- ◆きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児の孤立を防止します。
- ◆母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- ◆乳幼児期からの正しい食事のとり方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会や情報の提供に取り組みます。
- ◆母子保健連絡協議会等を開催し、母子保健事業を効果的に展開していきます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
出産から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援の充実 (▲)	<p>妊娠期から引き続き、妊婦のための支援給付事業と妊婦等包括相談支援事業を一体的に行います。</p> <p>安心して子育てができる支援体制の確保のため、養育支援ヘルパー派遣事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業を実施しており、より丁寧な支援が必要な方にはサポートプランを一緒に作成し支援します。</p> <p>また、産婦新生児等訪問により、出産後の母体管理、乳幼児の発育・発達の確認、育児不安解消など、状況に応じた保健指導の充実を図ります。</p> <p>さらに、未熟児養育事業として、必要な医療を指定養育医療機関に委託して給付し、訪問指導により、母子の健康管理のほか育児や家庭環境等の問題を把握し、養育を支援します。</p> <p>加えて、乳幼児における健全な成長、発達の確認、疾病の早期発見や生活習慣、栄養などに関する相談指導を実施します。</p>	① ④	こども支援課

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
母体の健康管理や乳幼児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進（▲）	産後うつや新生児への適切な養育等を図るため、産婦健康診査を実施します。 また、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図るため、新生児聴覚検査、1か月児健康診査、乳幼児健康診査を実施します。	①	こども支援課
幼児期から小中学生の健康づくりの推進（▲）	将来の肥満や動脈硬化を予防するため、小児肥満予防連携事業を実施します。 また、小児生活習慣病予防健診を実施し、望ましい食習慣や健康の大切さについて関心を高めるとともに、小児生活習慣病を早期に発見し、予防します。 さらに、小中学校において、う蝕罹患を減少させ、将来を見据えた歯の健康を守るための行動ができるようになることを目的とし、フッ化物洗口や歯科衛生士による講話を実施します。 加えて、プレコンセプションケアの内容を含んだ思春期健康教室を実施します。	① ②	こども支援課
発達に問題を抱えるこどもへの支援の充実（▲★）	発達に問題を抱えるこどもに対し、すこやか相談でそのこどもの特性に合わせた適切な支援を継続的に推進し、さらに、支援の充実を図るため、国際医療福祉大学をはじめ関係機関との連携強化に努めます。 また、早期総合発達支援事業として、就学前から就学に向けた神経発達症の早期発見・早期支援体制の構築と体制整備、充実を図るため、子育てセミナーや障害児支援連携事業を実施し、教育委員会と連携して、年長児巡回相談、教育支援相談会を実施します。	②	こども支援課 学校教育課
小中学生の健康診査・相談の充実（★）	保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携により、小中学生の健康の保持、増進を図ります。	③	学校教育課
健康づくりリーダー連絡協議会等の活動の推進	乳幼児期からの生活習慣病予防を視点に、行政と協働で地域の健康づくりに主体的に取り組む「健康づくりリーダー」の育成に努めます。 また、ライフステージごとの健康課題について学びを深め、子育て支援や生活習慣病予防活動などを通して、地域住民の健康づくりを推進します。	③	健康政策課 こども支援課
食生活改善推進員の活動の推進	乳幼児期からバランスの良い食生活やおやつ役割について、その重要性を周知し、行政と協働で食を通じた健康づくりを推進します。	① ② ③	健康政策課
市民健康診査の推進	子育てする親が健康であるために、年齢に応じた健診の受診機会を提供し、生活習慣病の予防やがんの早期発見に努めます。	③ ④	健康政策課
予防接種の推進	感染症予防対策として、定期接種及び市が行政措置として行う法定外予防接種の理解促進を図り、予防接種の推進に努めます。	① ②	健康政策課

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
食育の推進 (▲)	乳児期の授乳、離乳食の指導からスタートして、保育所等や学校での給食への取り組み（旬を知る、安全な食材、地場産物の活用）を充実させるとともに、食に関する学習や情報提供に取り組み、健全な食生活の実現を支援します。	⑤	こども支援課 学校教育課 教育総務課 農政課 保育課

3 こどもが安心して育つための家庭への支援

■現況把握

◇核家族化や少子化、共働き家庭の増加などの背景から、こどもを取り巻く家庭の状況や地域社会は大きく変化し、地域社会の子育ての機能が大きく低下しています。近隣とのかかわりの希薄化だけでなく、親族や友人からの助けを得にくいことなどから、子育て家庭の孤立化につながり、子育ての不安や負担を抱え込んでしまうことも少なくありません。

◇子育て家庭は、こどもの成長発達に応じライフステージが変化する過程で、養育力や心身の健康状態、経済状況、就労状況、家族関係、こどもの発達の特徴など、様々な要素が重なる中でバランスを保ちながら子育てに向き合っていますが、そのバランスが崩れると、葛藤が生じ、虐待など不適切な養育につながることは容易に想像できます。そのため、助けを得ながら乗り越え、悩みながらも子育てを前向きにとらえ、こどもの育ちに喜びを感じられるような支援や体制が求められています。

■施策の方向

◆すべての子育て家庭のこどもの子育てを支えるため、妊娠期からの切れ目ない支援が提供できるよう、こどもの成長や発達の特徴、それぞれの家庭の状況に合わせた多様なサービスや相談・支援体制の整備を行います。支援が必要でありながら自ら積極的に支援を求めることが困難な家庭を含め、家庭の困り感を見逃さないよう、乳幼児健康診査や母子保健事業を通して早期に把握し、必要な支援につながる体制づくりや関係機関との連携を推進します。

◆母子保健連絡協議会等を開催し、母子保健事業を効果的に展開していきます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
妊娠期から子育て期にある家庭への支援の推進 (▲)	妊娠中の過ごし方や地域の育児サービスについて、友達づくりをしながら学べる教室であるプレママ教室や、離乳期からの食を通じた健やかな成長を支援する6～7か月の赤ちゃん教室等を実施します。 また、乳幼児健康相談で、乳幼児における健全な成長、発達の確認、疾病の早期発見や生活習慣、栄養などに関する相談指導を実施します。	①	こども支援課
こどもを取り巻く家庭の状況や地域社会の把握 (▲)	健やか親子21アンケートを活用し、家庭状況を把握して個々に応じた支援と必要な体制整備を検討します。	①	こども支援課
乳幼児の発育発達や子育ての不安・負担を感じる家庭への支援 (▲)	すこやか相談として、乳幼児健康診査等において、身体発育・精神運動発達・言語発達・対人関係等で経過観察となった乳幼児に対する相談や、保護者の育児不安に対する相談等を実施し、今後の方向づけを行います。	① ④	こども支援課
支援が必要な家庭への切れ目ない支援 (▲★)	妊娠届出時や妊娠8か月アンケート・面談、妊産婦健康診査、産婦新生児等訪問、養育支援連絡票、乳幼児健康診査等、産前産後や乳幼児期において、支援を必要とされる家庭や、虐待予防支援の必要性を判断し、今後の支援方針等の検討を行うため、母子保健ケース検討会議を実施します。	①	こども支援課

4 小児医療の充実

■現況把握

- ◇少子化が急速に進む中、こどもの健やかな成長を支援するとともに、安心してこどもを生み、健やかに育てることのできる環境をつくるためには、小児医療体制の充実と、それに応じた医師の確保が必要となります。
- ◇こどもには、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。
- ◇関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、これまでも緊急時の対処法や、病気やけがなどの防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後も一層の充実が必要です。

■施策の方向

- ◆地域の医療機関と連携しながら、こどもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- ◆家庭における病気やけが等への初期対応能力の向上を図ります。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
小児医療体制の充実	県、近隣自治体、医療機関との連携・協力を図り、初期・二次・三次の小児救急医療体制の充実に努めます。また、急な病気やけがに備えて、小児救急を含めた「適正受診ガイド」チラシを作成し、広く配布して周知を図ります。	① ②	健康政策課
病気や事故への適切な対応 (▲)	子育て支援施設や各種健康診査の場などにおいて、こどもの急な病気や不慮の事故の際の対応について、事故防止パンフレットの配布や講習会等を開催します。	④	こども支援課

基本目標3 支援が必要なこどもや家庭への支援 【こどもの貧困の解消に向けた対策計画】

1 児童虐待防止対策の充実

■現況把握

- ◇児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、日常生活におけるストレス、地域における子育て家庭の孤立による子育て機能の低下などが複雑に関与しています。
- ◇本市では、こどもへの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防や早期発見・早期対応など総合的な支援が図れるよう、こども家庭センターに資格を有する専門職員を配置し、地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関等との連携により、地域全体が一体となって児童虐待の防止に取り組む体制整備に努めています。
- ◇親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。

■施策の方向

- ◆要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携して虐待の早期発見・予防に努めます。
- ◆関係機関を対象に児童虐待に関する予防や対応方法についての研修を開催し、虐待の早期発見に対応できるよう努めます。
- ◆地域の見守りによる児童虐待の発生予防や早期発見について、積極的に働きかけていきます。
- ◆養育支援の必要なこども、保護者、妊産婦について、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して有効な支援を積極的に図っていきます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
児童虐待防止ネットワークの充実(★●)	教育・福祉・医療・警察などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を活用し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、特定妊婦に対する支援の充実に努めます。	⑤	こども支援課
児童虐待防止のための周知・啓発	市の広報誌、ホームページ、ポスター等を通して児童虐待未然防止等の周知、啓発を図ります。	⑤	こども支援課
相談体制の充実(★●)	児童相談等の受理機関を市が担い、家庭相談員等の相談体制の強化・資質向上に努めます。	⑤	こども支援課

2 障害児やその家庭への支援施策の充実

■現況把握

- ◇すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていけるよう、社会的な支援体制を充実する必要があります。
- ◇本市では「大田原市障害者福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査や保健指導等を通じて、障害の早期発見から、早期療育支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配した小中学校において、特別支援教育を実施する等、障害児施策を展開しています。
- ◇障害や発達に特別な支援が必要なこどもが、身近な地域で安心して生活を送るためには、障害に対する理解を深めるとともに、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制の整備が必要となります。

■施策の方向

- ◆社会参加と自立を促進するため、発達段階や障害の程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- ◆関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- ◆障害児をもつ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
相談・指導・支援の充実 (★)	関係機関の連携により、障害児の相談・指導・療育の充実を図ります。	④	福祉課 学校教育課
生活支援の充実 (★)	在宅の障害児が療育訓練を受けられるよう、障害児通所支援事業等の充実及び、施設で一時的に預かる短期入所等の生活支援の充実を図ります。	④	福祉課
社会参加への促進 (★)	福祉サービスの利用や関係機関との連携により、就労や外出等ができるよう支援します。	④	福祉課
障害児補装具の交付 (★)	障害児の失われた身体機能を補うため、補聴器・義足・車いす等の補装具を交付します。	④	福祉課
障害児日常生活用具の給付 (★)	在宅の重度の障害児に、日常生活がより円滑に行えるように用具を給付します。	④	福祉課
放課後児童健全育成事業における障害児や特別な配慮を必要とする児童の受け入れ推進 (★)	放課後児童クラブにおいて、障害の程度に応じた児童の受け入れ、虐待やいじめを受けた等で特別な配慮を必要とする児童の受け入れを推進します。	④ ⑤	保育課
特別支援保育事業の充実 (再掲) (★)	保育の実施にあたり、特別な支援を必要とする児童が、集団保育を行うことで、健やかな発達を促進できるように、受け入れ体制の充実を図ります。	① ④	保育課
手当の支給・医療費助成 (★)	タクシー利用券交付、特別児童扶養手当・障害児福祉手当・重度障害児支援手当・特定疾患患者介護手当の支給、重度心身障害者医療費助成等により、障害児やその家庭への支援を図ります。	④	福祉課

3 ひとり親家庭等への支援

■現況把握

◇母子家庭、父子家庭及び養育者家庭のひとり親家庭等は、一時期の増加傾向から横ばいに転じてはいますが、今後も必要に応じた支援が重要となります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態である場合も多く、また、身近に相談相手がいないなど、家庭生活において多くの問題を抱えている場合があります。

◇本市では、母子家庭や父子家庭のこどもの健全な育成を図るため、母子・父子自立支援員を配置して相談体制を確立し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を行っています。

◇ひとり親家庭等からの相談件数は増加傾向にあり、相談内容についても複雑化しています。

■施策の方向

- ◆自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- ◆ひとり親家庭等の暮らしの安定を支援するため、児童扶養手当等の経済的な援助制度の普及に努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
県及び母子寡婦福祉団体との連携の推進 (★●)	県及び母子寡婦福祉団体と連携し、自立・就業のための各種講習会、一般・専門弁護士相談、日常生活支援事業等、ひとり親家庭等に対するきめ細かな支援策の展開に努めます。	④	こども支援課
就業支援の推進 (★●)	ひとり親家庭等の経済的な自立を可能にする就業機会を確保し、早期自立を支援するため、公共職業安定所や地域職業訓練センター等と緊密に連携し、効果的な就業支援を図ります。	④	こども支援課
相談体制と情報提供の充実 (★●)	子育てや生活、就労など、様々な分野の窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。また、福祉施策・制度について、関係機関と連携し情報提供に努めます。	④	こども支援課
手当の支給・医療費の助成 (★●)	児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成により、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	④	こども支援課
給付金の支給 (★●)	自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給により、資格取得等のための経済的負担を軽減し、就業促進を図ります。	④	こども支援課
母子・父子寡婦福祉資金の貸付申請の受理等 (★●)	経済的な自立や児童の修学などで資金が必要となったときに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付の申請の受理等を行います。	④	こども支援課

4 外国籍の家庭や外国につながるこどもへの支援

■現況把握

- ◇本市における外国籍の人口は、令和2年4月から令和6年4月までの4年間で約7.4%増加しています。
- ◇本市の総人口に占める外国籍の人口の割合は約1.8%であり、全国及び栃木県と比べて高くないものの、安心して学校生活を送ったり、必要な支援を適切に受けたりできるよう配慮する必要があります。
- ◇本市では、外国籍の方のしつぽうや相談を円滑に行えるように対策を講じています。

■施策の方向

- ◆外国籍の方が、生活に関する情報を取得できる機会を提供します。
- ◆日本語の理解が十分でない外国籍等の児童生徒に対し、日本語の習得や支援のために、県が指定した外国人児童生徒教育拠点校に相談員を配置します。
- ◆日本語を母語としない方へのボランティア活動を行う団体を支援します。
- ◆外国籍等の保護者からの子育てに関する相談に応じられるよう、外国語に対応できる体制を整えます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
外国籍の家庭への行政サービス情報の提供	市のホームページは6か国語に対応しており、外国籍の方が安心して暮らせるよう、多言語による行政サービス情報の提供を行っています。	④	情報政策課
窓口における外国語対応	各課に、翻訳アプリをインストールしたタブレット端末を配置し、通知等の文章の翻訳や会話に利用しています。	④	情報政策課
外国籍の妊婦への支援(▲)	外国籍の妊産婦へ配布できる数種類の外国語版の母子健康手帳を準備しています。	④	こども支援課
日本語指導職員派遣(★)	県が指定した外国人児童生徒教育拠点校に相談員を配置し、日本語教育の充実を図っています。	④	学校教育課
ボランティアによる日本語指導の支援(★)	大田原国際交流会と連携し、必要に応じてボランティアによる日本語指導などの支援を行います。	④	政策推進課
相談体制の充実(★)	大田原国際交流会及び黒羽国際交流会が窓口となり、相談内容に応じたスタッフ・ボランティアによる対応や、より専門的な機関等を紹介するなどの取り組みを行います。	④	政策推進課

5 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

■現況把握

◇一般的に「貧困」といった場合には、食べる物に困り、衣服や住む所も満足にない状態を想像しますが、厚生労働省で実施される「国民生活基礎調査」では、衣食住で困窮を極めるまでには至らないものの、こどもの成長や学習に必要なものが不足したり、社会的・文化的な経験の機会が十分でなかったりといった「相対的貧困」を貧困としてとらえています。

■施策の方向

◆本市における「こどもの貧困」については、家庭における経済的な問題だけでなく、保護者の養育力・教育力不足や配偶者暴力等を要因として、生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足、虐待(ネグレクト)などの困難な問題に直面しているこどもたちの状況を「貧困」と定義し、それは家族や本人の努力だけでは改善が難しいことから、市の関係部局や児童相談所、社会福祉協議会、学校、地域市民などと連携・協力して貧困の解消に向けた対策の取り組みを推進します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
支援を必要とする家庭への早期発見への取り組み(●)	妊娠期・乳幼児期の面談等において貧困リスクの高い家庭の早期発見に取り組みます。	① ② ④	こども支援課
子育ての経済的負担の軽減(●)	様々な事情により貧困の状況にある世帯の生活を下支えするために、生活保護や減免等の支援サービスのほか、必要に応じて情報の提供を行い、経済的な支援に努めます。	⑤	福祉課 こども支援課 保育課 学校教育課
こども食堂への支援(●)	こども食堂運営者等が行う、地域のこどもたちへの食事や食材、交流の場の提供に対して補助金を交付することで、安定的な実施環境を整備し、地域に根ざした活動を支援していきます。	④ ⑤	こども支援課
生活困窮者への自立支援(●)	生活保護世帯又は生活困窮状態にある世帯の児童等に対する学習支援、児童等の悩みや進学の見学等を行います。(「お寺の学習塾」開催)	② ③	福祉課

基本目標4 こどもの健やかな成長を支える教育環境の整備

1 家庭や地域の教育力の向上

■現況把握

◇こどもを健やかに育てていくためには、地域ぐるみでこどもを見守ることが大切です。そのためには、こどもにかかわる家庭、学校、地域の連携を強化し、親同士が交流を深め、地域のこどもの問題や子育てについての情報を交換し合い、こどもたちが活動しやすい環境を整える必要があります。

◇居場所づくりや多様な体験機会の創出などの取り組みの継続と拡大に努めるとともに、特に、家庭や地域の教育力の向上を図ることで、こども、親、地域が一体となった健全育成環境をつくる必要があります。

■施策の方向

- ◆こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供に努めます。
- ◆地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大や、地域の人材発掘と活用に努めます。
- ◆こどもの学習に取り組む意欲を育みます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実（●）	こどもの発達段階に応じた家庭教育の意義と役割について、保護者自身が学習する機会の充実及び情報提供に努めます。	⑤	生涯学習課
地域における指導者の活動推進	地域での子育て支援に携わる「家庭教育オピニオンリーダー連絡会」の活動を推進します。	⑤	生涯学習課
生活困窮者への自立支援（再掲）（●）	生活保護世帯又は生活困窮状態にある世帯の児童等に対する学習支援、児童等の悩みや進学の見学等を行います。（「お寺の学習塾」開催）	② ③	福祉課

2 「生きる力」を育む学校教育の推進

■現況把握

- ◇情報技術の急速な進展や価値観の多様化、少子化や核家族化の進行により、従来、こどもが地域や家庭での生活体験から体得すべき倫理観や規範意識が醸成されにくい状況となっています。
- ◇幼児期の教育から義務教育へのスムーズな移行が求められています。
- ◇基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用する学習活動の充実、学習意欲や思考力、判断力、表現力等を育成することが求められています。
- ◇情報通信技術(ICT)を取り入れ、より豊富なデジタル教材を活用することにより、一人ひとりの能力や特性に応じた学び(個別学習)、こども同士が教え合い学び合う協働的な学び(協働学習)を推進しています。
- ◇少人数授業や総合的な学習の時間、外部人材活用等による多様なプログラムを積極的に取り入れることにより、学校教育におけるきめ細かな指導を進め、児童生徒の知識・技能・体力の向上を図っています。
- ◇こどもに安全で豊かな学校環境を提供するため、「大田原市立小中学校再編整備に関する答申書」に沿った学校施設の整備を進めています。
- ◇いじめや不登校、少年少女による凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めてこどもとのかかわり方が問い直されています。

■施策の方向

- ◆豊富な体験活動をはじめ、教育活動全般を通して人間性や社会性を培うことによる「人格の完成」に向けた取り組みを推進します。
- ◆国際化・情報化などの急激な社会の変化にも主体的に対応できる力を身につけた児童生徒の育成を図ります。
- ◆生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要な幼児期においては、こどもの一人ひとりに応じたきめ細かな支援にあたります。
- ◆幼児期の教育から義務教育への円滑な移行を図るため、教育・保育施設、小学校、家庭及び関係機関相互の連携や全体のネットワークを強化します。
- ◆いじめや不登校などに対するこどもからの相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。また、各校に配置された相談員の横断的連携の強化や関係機関等との連携による相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆行政関係機関、PTA等の地域住民の連携、協力により、こどもにとっての良好な環境づくりを目指します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
豊かな人間性の育成 (★)	こどもの発育・発達段階に適した体験的学習活動等により、協調、思いやる心、感動する心を育めるよう、道徳教育、福祉教育、人権教育等を通して豊かな人間性の育成を図ります。	① ② ③	学校教育課
確かな学力の向上 (★)	こどもが社会の変化の中で主体的に生きていけるよう、きめ細かな学習指導とICT機器の導入による個別学習・協働学習の推進を図り、確かな学力と学ぶ意欲の向上に努めます。	② ③	学校教育課
健やかな身体の育成 (★)	生涯にわたり運動やスポーツを実践する資質や能力を身につけ、健康なライフスタイルを確立できるよう、保健教育、安全教育、食育等を通して健やかな身体の育成を図ります。	② ③	学校教育課 スポーツ振興課 保育課 健康政策課
幼児教育の充実 (★)	幼児期にふさわしい教育環境を整備するため、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図る研修を充実させるとともに、保育所・認定こども園・小学校間の連携の推進を図ります。	①	保育課 学校教育課
青少年の健全育成の推進 (★)	書店やゲームセンター等への立入り調査を実施し、青少年が有害情報に巻き込まれないような環境づくりに努めます。	③ ⑤	学校教育課
教育支援センターの充実 (★●)	不登校や学校不適応傾向にある児童生徒の精神の安定を図り、自立を促して学校生活に適應できるよう、教育支援センターの一層の充実に努めます。	② ⑤	学校教育課
スクールカウンセラーの活動推進 (★●)	家庭環境や学校での不適応により、精神的に不安定になった児童生徒に対し、カウンセラー等が学校を訪問し、対話を通じて一人ひとりの心のケアを図る体制を充実させます。	② ⑤	学校教育課
思春期保健対策の充実 (★)	心身の変化が著しい思春期を理解し、心身ともに健やかに成長できるように小学校6年生、中学校1・2・3年生を対象に思春期健康教室を実施します。 プレコンセプションケアの内容も含まれます。	② ⑤	こども支援課 学校教育課
自殺対策 (★●)	「ゲートキーパー養成講座」や「傾聴ボランティア養成講座」を実施し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援を担う人材の育成に努めます。	⑤	健康政策課
心の相談室 (★●)	心に悩みを抱えている人への相談体制を充実させます。	⑤	健康政策課
いじめ問題対策連絡協議会 (★●)	学校及び関係機関等とのいじめ問題に係る連携体制を構築することを目的に実施します。	② ⑤	学校教育課

基本目標5 こどもや若者、子育て家庭を支援する生活環境の整備 【子ども・若者計画】

1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

■現況把握

- ◇女性の社会進出が進み、共働き世帯が増えている中で、結婚や出産を理由とした退職や、再就職が困難となることがないように、今後も環境の整備が重要となります。
- ◇就労している女性が、結婚や出産をしても退職することなく職業生活と家庭生活を両立していくために、これまでの仕事優先であった働き方を見直す「ワーク・ライフ・バランス」を推進する上では、女性に集中していた育児や家事の負担を軽減するための環境づくりや、職場での理解と協力などが必要となります。
- ◇育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退など、子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる環境や雰囲気づくりが求められており、そのための制度整備や、職場と家庭の理解と協力の啓発が必要です。
- ◇今後も働き方改革などを通じて、働き方の見直しについての企業等への啓発活動や、男性が育児に参加しやすい職場環境の整備などを進めていく必要があります。

■施策の方向

- ◆子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- ◆出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。
- ◆各種セミナーの開催、啓発資料の配布により、男女が家庭生活における責任と役割をともに担うための意識啓発に努めます。
- ◆父親も子育てや家事に主体的に参加しやすい環境づくりに努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
男女共同参画意識の醸成	家庭、地域、職場等において、男女共同参画意識の浸透が図れるよう努めるとともに、男女共同参画社会形成の講座や講演会等の開催及び情報提供に努めます。	④	政策推進課
父親の育児参加への推進 (▲)	妊娠届出時にはパンフレット、プレママ教室では父子手帳等を配布し、面接・相談を通して育児への積極的な参加を推進します。	④	こども支援課
就業環境の整備促進	事業主に子育て支援体制の必要性についての啓発を行うとともに、育児休業制度等の周知を働きかけます。	④	商工観光課
再雇用制度の促進	妊娠・出産・育児等を理由に退職した人の再就職を支援するための情報提供を行うとともに、事業主に対する再雇用制度の周知を働きかけます。	④	商工観光課

2 こどもの安全の確保

■現況把握

- ◇近年では、こどもが被害者となる事件や事故が多発しており、こどもの安全の確保が重要課題となっています。
- ◇こどもの交通事故を未然に防ぐため、交通事故防止のための看板の設置や学校等への横断旗の配布、歩道の整備など、よりよい交通環境の整備を進めています。
- ◇交通教育指導員によるこどもや保護者を対象とした交通安全教育や交通一般指導員による通学路での登校時の立哨指導を実施しています。
- ◇自主防犯活動団体による防犯活動や、こどもの下校時に合わせた防犯パトロール活動の実施、メールによる防犯情報の配信や市ホームページへの掲載などを実施しています。
- ◇こどもの安全を確保するために必要となる事件、事故、不審者等に関する情報を、市民の隅々まで行き渡らせることができるよう、警察や学校、自治会、その他各種防犯組織等により構築されたネットワークをより積極的に活用していくことが求められます。
- ◇こどもの安全確保を徹底するために、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を効果的に活用するなど、さらなる人材確保が必要となります。

■施策の方向

- ◆こどもや保護者を対象に、学校や認定こども園、保育所での交通安全教育の実施を推進し、こどもの交通事故防止に努めます。
- ◆こどもの登下校時の交通事故防止に努めます。
- ◆自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を推進します。
- ◆不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
こども110番「あんしん家」の協力推進	地域の協力によって設けられた「あんしん家」が不審者に対して抑止力になっているため、今後も「あんしん家」と学校・警察等が連携、協力してこどもの安全確保に努めます。	⑤	学校教育課
地域での見守り体制の充実	学校・PTA・地域ボランティアなどの街頭指導・防犯パトロール活動のより一層の充実を図ります。	⑤	学校教育課 危機管理課
交通安全教育の推進	こどもが悲惨な交通事故に遭わないよう、学校や認定こども園、保育所等で交通教育指導員による交通安全教育の実施を推進します。また、児童等に交通安全教育冊子を配布し、意識啓発に努めます。	⑤	危機管理課 学校教育課 保育課

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
保護者に対する広報啓発	こどもを交通事故から守るため、保護者に対する広報啓発を広報媒体の活用により実施します。	⑤	危機管理課
未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保	認定こども園、保育所等と警察、道路管理者が連携して、在園児が散歩で日常的に移動する経路の点検を実施します。	⑤	保育課 道路課 危機管理課
安全メール	市内で発生した防犯に関する情報（不審者情報など）のほか、交通安全情報など市民の安全・安心に関する情報をメールやSNSで配信します。	⑤	危機管理課

3 子育てを支援する生活環境の整備

■現況把握

- ◇生活のにぎわいや潤いを生み出す都市環境の形成を図るとともに、こどもや妊産婦をはじめ、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して歩ける道路や、利用しやすい公園をはじめとする公共施設等の整備、維持管理を進めています。
- ◇少子化の時代にあっては、まちづくり全般におけるこどもの視点、子育て家庭の視点での取り組みがなされ、まち全体で子育てを応援する気風の醸成が求められています。
- ◇こどもから高齢者まで、多世代家族が支え合い、家族で子育てを支援できる住宅環境の整備を推進しています。
- ◇本市は、路線バスとデマンド交通により地域公共交通の確保維持を行っていますが、通学以外の利用者が少なく、自家用車の利用割合が高いため、「くらしの足」と「おでかけの足」を支える公共交通をつくるのが課題です。
- ◇大田原市空き家利用子育て世帯家賃補助金について、市の空き家等情報バンクに登録される賃貸物件が少ないため、対象世帯が制度を利用しにくいのが課題です。

■施策の方向

- ◆こどもや子育て世代にやさしい生活環境の整備に努めます。
- ◆こどもやこどもとの外出にも安心して利用できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。
- ◆三世帯同居のための住まいづくりを支援します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
歩道等のバリアフリー化 (★)	こどもたちが安全に安心して通行することができる道路環境を確保するため、歩道の設置をはじめ、歩道の段差の解消や通学路の改良など、道路の整備を推進します。	⑤	道路課
ユニバーサルデザインの推進 (★)	公共施設のユニバーサルデザインの取り組みを推進します。	⑤	建築住宅課 都市計画課
子育てにやさしい環境の整備 (★)	公共施設、公園等において、子育て家庭が安心して利用できる施設の整備を推進します。	⑤	建築住宅課 都市計画課
公共交通機関の充実 (★)	こどもやこどもとの外出にも安心して利用できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。	⑤	生活環境課
子育て世帯の定住促進 (★)	空き家等情報バンク制度を利用して賃貸借契約を締結した子育て世帯に対して、その家賃の一部を補助することにより、空き家の有効活用と子育て世帯の定住等を促進し、地域の活性化を推進します。	④	建築住宅課

4 家族づくりの支援

■現況把握

- ◇本市の婚姻件数は横ばいで推移していますが、未婚率は男女ともに年々上昇している状況にあります。
- ◇未婚化、晩婚化は出生数減少の要因となり、少子化を進めることにもなります。
- ◇社会・地域全体で結婚に対する理解と認識を深め、結婚したいと思う男女が結婚しやすくなるよう、出会いや交流の場づくりが求められています。
- ◇未婚男女が結婚し、家族を形成しやすくなるような環境の整備が求められています。

■施策の方向

- ◆結婚を希望する未婚男女の出会いの場を提供し、結婚にまで至る支援を進めます。
- ◆結婚支援により独身者の結婚促進と定住促進を推進します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフ ステージ	担当課
婚活マスター認定事業	結婚を希望する独身男女の出会いから成婚に至るまで、ボランティアで支援して下さる方を、大田原市婚活マスターとして、市長が認定しています。	③	政策推進課
結婚支援事業	独身者が気軽に参加できる少人数制交流イベント『おしゃべりタイム』や、趣味・体験を通じた出会いイベント等を年間を通じて実施します。	③	政策推進課

5 こども・若者たちの権利の尊重

■現況把握

- ◇こどもは、一人ひとりが独立した人格を持ち、その尊厳が尊重されるべき存在であり、その心と体が大切にされ、生命や健康、安全が守られなければならないことから、こどもの権利について広く市民が理解できるよう周知・啓発に関する取り組みを推進する必要があります。
- ◇こども基本法において、これまで大人が中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、こども・若者を支援の対象としてとらえるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、政策に反映させることが求められています。

■施策の方向

- ◆こども・若者と対等な目線に立って、こども・若者とともに社会をつくるため、こども・若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べる場や機会をつくるとともに、こども・若者が意見を持ち、それを言えるようにするための様々な支援を行いながら、実効性のある社会参画・意見反映を進めます。
- ◆ヤングケアラーが「自分は一人じゃない」、「誰かに頼ってもいいんだ」と思えるまちづくりを目指します。
- ◆ヤングケアラーの実態把握を行い、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携しながら、支援対象者の状況に合わせて、相談支援や見守りなど適切に対応します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
ヤングケアラーに関する相談支援（★）	ヤングケアラーに係る周知・啓発を図ります。また、関係機関と情報を共有し、適切な支援につなげます。	⑤	こども支援課
こども基本法や子どもの権利条約の周知とこどもの権利に関する意識の向上（★）	こどもの権利について、広く市民や事業者への周知・啓発活動を行い、正しい理解につなげます。	⑤	こども支援課
こども・若者の意見の反映（★）	保護者向けに人権教育啓発に係るリーフレットを作成し、家庭の中でこどもの権利や人権について考える機会を確保します。また、教育現場において、こどもの権利について学習する機会を設けます。	⑤	こども支援課 学校教育課
こどもの居場所への支援（★）	こども食堂を含めたこどもの居場所の活動について周知します。こどもが地域の大人に見守られながら、1人で参加しても安心して楽しく過ごせる場を提供します。	② ⑤	こども支援課
大田原市要保護児童対策地域協議会（★）	要保護児童、要支援児童、特定妊婦へ適切な支援を行うため、関係機関の連携による児童虐待防止ネットワークを構築し、支援対象児童等に関する情報共有や支援内容の協議を行い、適切な保護や支援を図ります。	⑤	こども支援課

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実

こども・若者支援施策を総合的に推進するため、保育課、こども支援課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、こどもや子育て支援にかかわる保健・医療・福祉分野、教育分野とのネットワークの構築を進め、地域ぐるみでこども・子育て支援に取り組みます。

2 子育てをみんなで支える協働体制づくり

本計画の実現に向けて、行政をはじめ地域団体や企業、家庭等がそれぞれに役割を分担し、連携、協力することが必要です。

また、市民でなくても仕事やボランティアなどで本市にかかわりのある人を市民としてとらえ、地域社会全体でこどもの健やかな成長を温かく応援する協働体制づくりを推進します。

■行政の役割

こども・子育て支援について広く市民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携、協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

■地域の役割

こどもの見守りや、様々なこどもや子育て家庭を対象とした事業に積極的にかかわりを持ち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図っていきます。

■家庭の役割

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、こどもを一人の人格を持った人間として尊重し、子育てやしつけを行います。

3 計画の評価

毎年、計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえ、取り組みを評価していきます。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、最新の情報に基づき事業の点検と評価を行います。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容
令和7年 6月23日～7月4日	こどもの生活アンケート調査 ○対象者 ・小学5年生 804人 ・中学2年生 643人 ・小学5年生と中学2年生の保護者 1,447人 ・17歳の若者 200人
令和7年7月28日	令和7年度第1回大田原市子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業計画の実績報告について ○子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告について ○大田原市こども計画策定について
令和7年10月31日	令和7年度第2回大田原市子ども・子育て会議 ○大田原市こども計画の骨子案について ○こども計画策定に向けた今後のスケジュールについて
令和7年12月18日	令和7年度第3回大田原市子ども・子育て会議 ○大田原市こども計画(素案)について ○こども計画策定に向けた今後のスケジュールについて
令和8年 1月5日～1月26日	パブリックコメントの実施
令和8年2月10日	令和7年度第4回大田原市子ども・子育て会議(書面開催) ○パブリックコメント実施結果について ○大田原市こども計画について

2 大田原市子ども権利条例

平成 24 年 12 月 28 日条例第 36 号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を保障することに関し、基本理念を定め、市、保護者、学校等、市民等（以下「わたしたち」という。）の役割を明らかにすることにより、子どもの尊厳を守り、子どもが幸福で、健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。
- (4) 市民等 市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 わたしたちは、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利を尊重し、子どもが安心して自分らしく生きることができるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 わたしたちは、子どもの権利の意義について理解を深め、子育て及び教育の環境を整え、子どもがみずからの成長を実感し、豊かに育つことができるまちづくりの推進に努めなければならない。

3 わたしたちは、地域の社会資源を有効に活用し、協働して子育てに取り組み、子どもの権利が最大限に守られ、あらゆる場に参加できるまちづくりの推進に努めなければならない。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、安心して自分らしく生きることができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。

- (1) 心身ともに健康で、命が守られ、愛情と理解を持って育まれること。
 - (2) あらゆる形の差別、暴力又は不当な不利益を受けないこと。
 - (3) かけがえのない自分を大切にし、一人の人間として尊重されること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、安心して自分らしく生きることができる環境が与えられること。
- 2 子どもは、様々な体験を通して豊かに学び育ち、みずから感謝の心を育むことができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。
- (1) 子ども同士が協調し、学ぶこと。
 - (2) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
 - (3) 豊かな心と社会性を身につけ、勤労観及び職業観を育むこと。
 - (4) 国際社会に生きるコミュニケーション力を身につけること。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、豊かに育つことができる環境が与えられること。
- 3 子どもは、自分を守り、又は守られることができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。
- (1) あらゆる権利が侵されることなく、安心して生活ができること。
 - (2) プライバシーが守られ、自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、自分を守り、又は自分が守られる環境が与えられること。
- 4 子どもは、多様な活動に参加することができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。
- (1) 自分の思ったこと感じたことを表現し、又は意見を表明し、それらが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多様な活動に参加することができる環境が与えられること。

(市の役割)

第5条 市は、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、子どもが幸福になるために、必要な支援及び指導を積極的に行わなければならない。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもが幸福で健やかに成長していくために、もっとも大きな役割を有する者であることを自覚し、子どもの個々の状況に応じた最善の支援及び指導に努めなければならない。

(学校等の役割)

第7条 学校等の設置者及び管理者は、子どもの幸福を第一に考え、子どもの安全を確保するよう努めるとともに、一人ひとりの子どもが人間性を豊かにし、多様な能力を磨いていくことができるよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、地域の活動等を通じて、子どもが幸福で健全に成長することができるよう、子育ての支援に努めなければならない。

(虐待、いじめ等の防止)

第9条 わたしたちは、互いに連携して、子どもに対する虐待、いじめ等を予防し、早期発見及び保護に努めなければならない。

(広報及び啓発)

第10条 市長は、この条例の定めるところにより、子ども、保護者、学校等、市民等の理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 大田原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 38 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定による合議制の機関として、大田原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部保育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日条例第 9 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

4 委員名簿

NO.	機関名	氏名	備考
1	大田原公共職業安定所	市川 和子	
2	栃木県県北健康福祉センター	鈴木 祐美	
3	栃木県県北児童相談所	吉田 昌広	
4	大田原市小中学校長会	小湊 かおる	
5	大田原地区医師会	車田 宏之	
6	社会福祉法人あいのかわ福祉会	人見 由佳	
7	社会福祉法人エルム福祉会	印南 亘康	
8	大田原市民生委員児童委員協議会連合会	國井 尚子	令和7年11月30日まで
		南澤むつみ	令和7年12月1日から
9	大田原商工会議所	清水 信行	
10	大田原市女性団体連絡協議会	菊池 恵子	
11	大田原市PTA協議会	渡邊 佑希	
12	大田原市幼稚園連合会	黒田 光泰	
13	大田原市幼稚園連合会保護者会	加藤 勤	
14	大田原市放課後児童クラブ連絡会	佐藤 剛	
15	大田原市私立保育園連絡会	山崎 昭宏	会長
16	大田原市私立保育園連絡会保護者会	永森 啓	
17	大田原市公立保育園	君島 由美子	
18	大田原市教育部長	君島 敬	
19	大田原市保健福祉部長	松本 通尚	副会長
20	大田原市母子父子自立支援員兼女性相談支援員	佐藤 奈保子	
21	大田原家庭相談員	和家 真美	

大田原市こども計画
【令和8年度～令和11年度】

令和8年3月

発行 大田原市

編集 大田原市保健福祉部保育課

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL：0287-23-8769

FAX：0287-23-7632
